

令和2年第4回尾鷲市議会定例会会議録

令和2年12月15日（火曜日）

○議事日程（第3号）

令和2年12月15日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	下 村 新 吾 君
会計管理者兼会計課長	平 山 始 君
政策調整課長	三 鬼 望 君
総務課長	竹 平 専 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長代理課長補佐兼総合防災係長	大 和 秀 成 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	宇 利 崇 君
福祉保健課長	内 山 洋 輔 君

環 境 課 長  
 商 工 觀 光 課 長  
 水 産 農 林 課 長  
 建 設 課 長  
 水 道 部 長  
 尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長  
 尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長  
 教 育 長  
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 長  
 教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長  
 教 育 委 員 会 教 育 総 務 課 学 校 教 育 担 当 調 整 監  
 監 査 委 員  
 監 査 委 員 事 務 局 長

吉 沢 道 夫 君  
 森 本 眞 明 君  
 芝 山 有 朋 君  
 内 山 眞 杉 君  
 佐 野 憲 司 君  
 尾 上 廣 宣 君  
 徳 井 良 成 君  
 出 口 隆 久 君  
 山 口 修 史 君  
 三 鬼 基 史 君  
 植 前 健 君  
 福 本 和 行 君  
 野 地 敬 史 君

○ 議 会 事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長  
 事 務 局 次 長 兼 議 事 ・ 調 査 係 長  
 議 事 ・ 調 査 係 書 記

高 芝 豊  
 北 村 英 之  
 相 賀 智 惠

[開議 午前 9時58分]

議長（村田幸隆議員） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第3号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、8番、仲明議員、9番、小川公明議員を指名いたします。

次に、日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

最初に、1番、三鬼孝之議員。

[1番（三鬼孝之議員）登壇]

1番（三鬼孝之議員） おはようございます。通告に従い、一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、最初に将来の東紀州2市3町の合併について市長の見解を求めたいと思います。

日本は、明治以来2回の大きな市町村合併をやってきました。第1回目の合併は、市制町村制という地方自治制度が制定、施行されたときであり、1888年から1889年にかけて約7万1,000余の町村が約1万5,000余に減少しました。

第2回目の大きな市町村合併につきましては、戦後の1953年から1956年にかけてでありまして、53年当時、9,868市町村であったのが、56年には3,975市町村に減少しております。99年で、市町村は3,229市町村になっており、その後、平成の大合併で、現在1,724市町村になっており、1,505市町村が消滅しているところでございます。

市町村合併にはいろいろ問題がある中で、合併論が出されるのはなぜなのか。

一つには、合併によって市町村の制度を改革すべきだろうという根強い意見、そして地方分権の推進に関連していわゆる道州制への移行を念頭に置いた府、県連合や市町村合併を実施した地方自治体に対しては、権限・財源の移譲等の優遇

措置を講ずる必要があること、また、合併を促進しようとする狙いはどこにあるかについては、自衛隊員業務の交流化が挙げられております。

各市町村がばらばらに存在しているよりは、大きくまとまったほうが行財政効率が良いという考え方です。

財政上の特例では、地方交付税の算定の特例として、地方債の特例の二つがあります。特に過疎地域が合併し、合併後に過疎法の要件から外れる場合についても合併前の3年間の財政力指数の平均が1未満の場合には、過疎債の発行ができる特例が設けられておりますし、さらに、合併に関連して、都道府県が行う交付税や補助金についても特別交付の措置を講ずることができることとなっております。

また、少子高齢化社会の到来によって、全国的に30%を超える自治体が次々に実現しており、高齢者は扶養家族的存在になってしまうので、共同体としてその地域を守り育てられないような市町が今世紀にどんどん出てくる、それをどうするかという大きな問題で、経済能力、行政能力がある程度持てるようまとまらないと、この時代は乗り切れないのではということでもあります。

東紀州地域の市町村の合併については、皆さん御承知のとおり、紀伊長島町と海山町が平成17年11月、熊野市と紀和町が同じく17年11月、紀宝町と鶴殿村が平成18年1月にそれぞれ市町村合併がされております。

現在2市3町で一部事務組合の設立が準備されていて、広域ごみ焼却施設の建設に向けて計画が進行している中、これを契機に、近い将来、東紀州の2市3町の合併問題が避けて通れないものと推察されますので、東紀州の2市3町の合併について、市長の見解を求めたいと思います。

次に、三木浦コミュニティーセンターの建設についてであります。

『地方自治の現代用語』を引用しますと、日本でコミュニティーが社会的に注目されるようになったのは、昭和40年の国民生活審議会のコミュニティー問題小委員会の答申、コミュニティー生活の場における人間性の回復として提出を行った以降であるとなっております。

地域住民の生活圏整備の核として、コミュニティーセンターの役割があります。

コミュニティーセンターは、昭和45年頃から、国の補助事業として農山漁村に建設が進められ、現在に至っております。

尾鷲市においては、各地区の公民館をコミュニティーセンターとして名称変更したのが平成20年4月1日からであります。

コミュニティーセンターは御承知のとおり、各地の特性を生かし、社会的、文化的に生涯学習活動の拠点として、地域にはなくてはならない重要な施設であります。現在、市内には、コミュニティーセンター、集会所を合わせて23施設が建設されております。

三木浦地区のコミュニティーセンターの建設については、当初、平成6年10月3日に市議会で建設に対する請願書が採択され、その後、平成27年6月26日に陳情書が市議会に提出されて、9月28日の市議会で陳情書が採択をされたところでございます。

現在の三木浦地区のコミュニティーセンターは、三木浦漁村センターの2階の一部を間借りで不自由な活動を余儀なくされており、三木浦漁協が老朽化によって解体され、三木浦漁村センターの1階を現在、外湾漁協三木浦事業所の事務所として運営されている中、コミュニティーセンターとしての活動が制約を受けているところでございます。

建設についての過去のいきさつにつきましてはさておき、三木浦では、歴史的な旅館が廃業し、長期にわたって空き家状態になっている建物が平成27年3月に解体され、その用地139坪の土地が地縁団体三木浦町内会に寄附採納がされ、そのことによって建設用地が確保されたことから、平成27年6月の陳情に至ったところでございますけれども、三木浦町民の悲願でもありますコミュニティーセンターの建設について、財政難の中、大変だと思っておりますけれども、加藤市長の政治力で早期に実現できると要望して市長の答弁を求めます。

次に、漁業法等の一部改正を施行するに当たって、尾鷲の漁業への影響について質問をいたします。

日本の漁業は、漁場によって沿岸、沖合、遠洋、内水面の四つに分けられております。

現在、日本の漁業の中心となっているのは、沿岸漁業であります。漁業総生産額のうち約60%を海面養殖も含む沿岸漁業が占めております。

しかし、近年、沿岸漁業も水産資源の減少、海の環境悪化などによって、漁獲量は減少の一途をたどっており、養殖業についても伸び止まっているところでございます。

沿岸漁業は、ほとんどが個人経営で行われており、経費の増加はそのまま個人所得に跳ね返って、特に、漁獲物の減少と低価格化、さらに原油の高騰化による燃料費の増加等によって漁業者を苦しめている状況であります。

家族で漁を行う沿岸漁業の1世帯当たりの年間所得は、全国的に250万から300万円以内と言われており、漁業だけで生活していくことは困難な状況があり、多くの漁業者は年金に頼ったり、遊漁船を経営したりして収入を補っているところがございます。

このような漁業の現場では、後継者不足も深刻な問題であり、現在の漁業就業者数は、約15万2,000人であり、昭和36年当時の69万9,200人となっており、3分の1以下となっており、このまま推移すると20年後には漁業者がいなくなることも予測されると、漁業関係者も危機感を持っているようでございます。

このような沿岸漁業の状態の中で、漁業法が1949年に選定されて以来70年ぶりに一部改正され、本年の12月1日より施行されました。

この改正の理由については、最近における漁業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業生産力の発展を図るため、漁獲割当ての実施等による水産資源の保存及び管理のための制度の創設、漁業の生産性の向上及び漁場の適切かつ有効な活用を図るための漁業の許可及び免許に係る要件等に関する規定の整備、沿岸漁場における水産動植物の生育環境を保全及び改善するための制度の創設等の措置を講ずるとともに、漁業協同組合等の事業の執行体制の強化を図る等の必要があると、大変長い理由であります。

そこで、今回の70年ぶりの一部改正によって、具体的に尾鷲の漁業への影響の中で、この漁業権の免許の種類は、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権がありますけれども、株式会社等が漁業に参入する場合は優先して免許を与えたいとお聞きしておりますけれども、そのことによって、尾鷲の漁業者への影響はどのようなのかを答弁を求めます。

最後に、加藤市長の一期4年間の総括について質問をいたします。

加藤市長は、市長選挙に当たり、市長選挙候補に経済のプロが尾鷲の明日のために果敢に決断し、実行します。そして、尾鷲の底力を発揮し、発信しますということ大きな公約として市長に当選をされたところでございます。

市長就任後、平成30年3月の病院事業会計の当初予算に、選挙公約であったリニアックの導入の予算計上を行いましたけれども、その後、その直後、病院事業会計の資金繰りが大変厳しい中で予算計上を取り下げまして、経済のプロを自負しております市長は、兵を見誤ったことで、市長としての行政手腕が問われ、市長としての保全がつかずいたことがありました。

その後、加藤市政の主な取組の順に追って述べてみますと、まず、おわせS E Aモデル事業の構想の推進、財政健全化計画の策定、尾鷲総合病院新改革プランの策定、リニアックを導入、広域ごみ処理施設建設計画の推進、公共施設等総合管理計画、本庁舎の耐震化、遊休市有財産の処分、防災対策、子ども医療費の補助対象引上げ、子ども医療費の現物の給付化、子育て世代の包括支援センターの設置、墓地移転先の決定、ふるさと納税の拡大、尾鷲市プレミアム付商品券の発行、市内小中学校のエアコンの設置、小学生への1人1台のタブレットの配置と、財政難の中、ハード事業につきましては現在行われております新庁舎の耐震工事のみで、あとはソフト事業であります。

総合事業で、ふるさと納税では、予算計上額の1億5,000万円に対し、現在、2億円を超えている報告がありましたし、尾鷲総合病院新改革プラン策定での地域包括ケア病棟と、D P C医療によって医療収益も増加しているとのことでございます。

おわせS E Aモデル構想の推進につきまして、具体的にお伺いしますけれども、バイオ発電所建設についてですけれども、中電は当初、地元間伐材も燃料としたバイオマス発電所構内に1万キロワット規模の1基を建設する計画予定だったと聞いておりましたけれども、地元間伐材が絶対量確保できないという理由で、500キロ以下のバイオマス発電施設に縮小したと聞いております。

このバイオマス発電施設について、市と中電、商工会議所、3者でどんな話合いが行われているのか、市長の答弁を求めまして、壇上からの一般質問を終わります。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、三鬼孝之議員の御質問にお答え申し上げます。

将来の東紀州2市3町の合併につきましては、他の市町や市民の意向を確認する必要があるため、現状として申し上げ難いところがありますが、少子高齢化や人口減少を考慮すると、これから先、検討が行われていく重要な課題の一つであると認識しております。

ただし、現在において、直ちに合併を協議していくということは考えておりません。

しかしながら、これから先、自治組織の在り方として、この東紀州地域における将来の人口動態と社会情勢を見据え、地域社会を取り巻く環境に対応するため

の行財政基盤の強化も含めた持続可能な行政サービスの提供ができる自治体の行政運営、地域づくりを求められてくると思っております。

議員がおっしゃられているように、現在進めている広域ごみ処理施設、三重紀北消防組合、紀北広域連合で行っている介護保険事業、障害者自立支援事業など、広域で連携して業務を統合することで、効率化や相乗効果などが得られる業務については、広域連携として取り組んでまいります。

次に、三木浦地区コミュニティーセンターの建設についてであります。

昭和56年に当時の三木浦漁業協同組合が、国、県の補助金を活用し、漁村センターを建設するに当たり、施設の一部を旧公民館として利用させていただくことを目的に、市も建設費の一部を補助するとともに、借り上げ料を支払うことで建設され、今日に至っております。

一方で、本市には、耐震化されていないコミュニティーセンターが3施設ございまして、これらの施設の改修も検討の必要があり、現在、公共施設個別計画の策定の中で全庁的な協議を行っている段階であります。

現在の三木浦コミュニティーセンターにつきましては、2階及び3階に利用施設があり、利用に際し御不便をおかけしておりますが、耐震性が確保されている施設と考えられること。加えて、平成25年度に3階の空調設備の改修をさせていただいた経緯もあり、当面のところは、当該施設の活用をお願いしたいと考えております。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、コミュニティーセンターについては、子育て支援の活動拠点としても活用されるなど、その役割が変化している現状もあることから、他地区の施設の耐震整備と併せ、今後の在り方や役割について検討してまいります。地域住民並びに議員の方々には、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

3番目の御質問が、漁業法等の一部を改正する等の法律についてであります。

漁業法の改正は、議員がおっしゃるとおり、昭和24年の制定以降70年ぶりの大幅改正となるものであります。

国において、水産資源の減少等により、生産量や漁業者数が長期的に減少している一方で、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がり、漁業の潜在力は大きいことから、漁業における適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させることを目的に、資源管理措置、そして漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されたものであります。

かつて世界一を誇った我が国の漁業生産量は、世界の漁業生産量が食品流通の国際化や健康志向の高まりから約2倍に拡大しているのに対し、今ではピーク時の半分以下に減少しており、国においては国民に水産物を安定供給するという使命を果たしていくために、水産改革は待ったなしの状況にあるとされております。

今回の改正では、主に、魚種を定めて科学的根拠を用いた資源管理をしていくことや、船舶ごとに漁獲割当てを実施することで、乱獲による魚価の低落などの無用な競争を回避しながら効率的な操業につなげるなど、幾つかの項目で改正がなされております。

御質問の漁業権の免許について、企業が参入しやすくなった場合の尾鷲の漁業者への影響という点につきましてお答え申し上げます。

まず、漁業権の免許には、議員もおっしゃるとおり、定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権の3種類の権利がございます。

そのうち、大型定置網を操業するための定置漁業権と養殖業を営む権利としての区画漁業権については、これまでは、法律により全国一律に経験を有する地元漁民や地元漁業者を優先する詳細な免許の優先順位が規定されておりました。

今回の改正では、免許の優先順位の見直しとして、こうした地元優先の順位規定は廃止となりますが、国では、従来の漁業制度の基本的枠組みは維持するとされております。

具体的には、新たな規定では、漁業者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許するとされ、既に漁業を行っている地元漁業者が適切な管理、活用をしている場合は、継続に当たってもこれまで同様に免許を優先されるもので、漁業権を有して漁業を行っていた人の免許を取り上げることはないとしており、定置網や養殖などの免許については、既存の漁業者の皆様には直接的な影響はないものと考えております。

最後に、私の一期4年の総括についてであります。

市長就任から約3年5か月が経過し、この間、本市の財政状況の厳しさを痛感しながら、山積する課題の解決のため、先ほど議員がおっしゃっていただいた取組を一つ一つ進めてきた次第であります。

まずは、山積する目の前の課題解決に向け、全力かつ着実に取り組んで、取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、バイオマス発電施設について、市と中電でどんな話合いが行われているのかについてであります。

バイオマス発電施設検討につきましては、中部電力をプロジェクトリーダーとする木質バイオマス発電検討部会において検討がなされており、FIT申請が可能な2,000キロワットを基本として燃料調達を進めておりましたが、近隣地域でのバイオマス発電施設の乱立による競合、燃料価格の高騰などにより、当初計画していたバイオマス燃料調達、年3万トンの確保が非常に厳しい状況となったと報告を受けております。

このことから、現段階では、燃料調達可能な範囲で、かつ事業性の確保が可能な設備使用で、令和5年度の運転開始に向け取組を進めており、来年春頃にはもう少し踏み込んだお話ができると伺っております。

以上、壇上からの御質問に対する回答とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 1番、三鬼孝之議員。

1番（三鬼孝之議員） 答弁ありがとうございます。

東紀州2市3町合併については、現在は考えていないが、必要性は感じているという答弁がありました。

そこで、合併によるメリットは何といても財政規模の拡大する中、合併まちづくり推進事業の市債の発行、それに伴う地方交付税7割参入、行政の簡素化、構図化が図られること、また、議員の削減で、当然、議会費の軽減等のメリットがあります。

さらに、合併する市町村の行政サービスの水準がそれぞれの市によってかなり違っておりますけれども、合併によって高い行政サービスの市町村に合わせられるという点も大きな一つのメリットではないかと思っております。

逆に、デメリットの面では、行政をコントロールするという意味では、住民参加が大変難しくなるんじゃないかと言われていたところでございます。

合併をしなければならない最大の理由につきましては、何といても人口の少子化の問題であります。将来の、10年先、20年先の人口予測につきましては、総務大臣でありました増田寛也さんの、『地方消滅』という本が2014年8月に出版されておまして、本の上に、全国で896の市町村が消える前に何をすべきかということが書かれております。

この本によりますと、日本の人口は、2050年には970万人と予測しており、我々の東紀州の2市3町の20年後の人口を見ますと、尾鷲市が8,758人、熊野市が1万239人、紀北町が1万64人、美浜町が5,857人、紀宝町が7,121人となっております。

尾鷲市が1万人を切る予測につきましては、1市3町よりも子供を出産する若年層の女性が少ないということが挙げられております。20年後の三重県の市の人口が123万1,654人で、一番少ないのがいなべ市の3万6,030人となっており、仮に東紀州の2市3町が合併した場合は、4万2,039人ですから、下から2番目の人口形態になるわけでありまして、こうした人口予測からしても、将来的にはこの合併問題は避けて通れないものであらうと思っています。

そういうことから、早い段階で比較的若い職員を中心とした合併問題について検討会を市庁舎の中で立ち上げる必要があると思いますけれども、その辺のところは、市長、どう思いますか。よろしくお願いをいたしたいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 市町合併につきましては、単なる財政問題だけではなくって、行財政基盤の充実と強化を図り、合理化、簡素化を進めるものであると考えております。

そういった中で、首長をはじめ、議会議員や職員数の削減、各分野の合理化など、経費削減の効果というものがありますけれども、基礎自治体としての機能が東紀州全体の枠組みで機能できるかどうかという問題もあると思います。

そういった中、この広大な面積に集落が点在するこの地域において住民サービスが行き届くかどうか、これもやはり検討する必要があると考えております。

このことから、私も市長として現段階では、直ちに合併を協議していくことは大変難しいと考えておりますが、その前にまずは、現在進めております広域ごみ処理施設、あるいは広域で連携して業務を統合することで、効率化や相乗効果などを得られるような業務については、広域連携を進めるべきであるとは私思っております。

今後、そういう議員御指摘のいろんな検討部会を設置すればというようなことでございますけれども、将来的には、今後、人口減少を考えながら検討する時期が来ると思いますので、その際には、庁内においてプロジェクト部会等を立ち上げながら検討することになると考えております。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 1番、三鬼議員。

1番（三鬼孝之議員） プロジェクトチームを立ち上げていくという答弁がありました。ありがとうございます。

2市3町の合併問題について、副市長、どう思います。

議長（村田幸隆議員） 副市長。

副市長（下村新吾君） 先ほど、市長も申し上げられたように、この地域は広大な土地に集落が点在しておると、そういった中で行政サービスを充実できるのかという不安がございますが、今後の人口減少によって合併というのは避けられない状況にはあるとは思っておりますが、直ちに合併ということは現在のところ考えておりません。

議長（村田幸隆議員） 1 番、三鬼議員。

1 番（三鬼孝之議員） 御答弁ありがとうございます。

10 年、20 年先の問題ですから、この問題についてはこれにて終わりたいと思います。

続きまして、三木浦コミュニティーセンターの建設でありますけれども、前回、私、質問した中で、前市長の岩田市長、市政報告の中で、子育て支援の推進の中で地域経済に密着した子育て支援の構築について取り組むこと、その先駆けとして、三木浦地区、三木里地区の合同において、コミュニティーセンターを活用した子供の居場所づくりをはじめ、老人会の協力を得ながら、子供と高齢者の触れ合いの場としてコミュニティーセンターを活用すると、当時の市長は述べておりました。

子育てにつきましては、人口の増加に直結することがございますから、いつまでも、三木浦漁村センターでの間借りでは本来のコミュニティーセンターの活動ができないということは、ぜひ御理解いただきたいと思っております。

そこで、出張所管内でコミュニティーセンターがないのは三木浦だけですね。梶賀、早田、九鬼、曾根の各地区につきましては、平成9年以降、随時建設されておまして、梶賀のはらそセンターが主催ですか、早田地区は、農山漁村活用プロジェクト支援交付金、それと九鬼地区が発電用施設用周辺地区振興事業補助金で、曾根地区も同じ補助金で建設をされております。

今後、何年か先に三木浦漁村センターが建設されるとした場合に、これらの補助金というのは、まだ、今、生きているんですかね。その辺、ちょっと、市民課長かな、お答え願います。

議長（村田幸隆議員） 市民課長。

市民サービス課長（宇利崇君） 現在の財源というところになるんですが、過去実施されました九鬼コミュニティーセンター、曾根コミュニティーセンターにおける交付していただいている電源施設周辺地域振興事業費補助金につきましては、現

在ございません。

それから、梶賀地区で起債として活用させていただいているふるさとづくり事業債においても、現在はございません。

それから、早田コミュニティーセンター事業費で実施されました農山漁村活性化プロジェクト支援交付金につきましては、現在、名称が農山漁村振興交付金と名称を変えて、ただいま継続して補助を行っている状況です。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 1 番、三鬼議員。

1 番（三鬼孝之議員） ありがとうございます。

関連して、出張所管内の人口ですけれども、現在、2,900人程度で、このうち三木浦地区が504人で一番多いんですね。高齢化率につきましても58.9%で、その他の地区は60%以上になっておりまして、そしてゼロ歳から生産年齢の65歳までの人口でも170人程度で、その他の地域よりも多いところがございますし、養殖漁業者につきましても若手も多い状況で、他の地区より活気のあると私自身、自負しておりますけれども、このような三木浦地区にコミュニティーセンターがないということは大変不自然であると思っておりますので、加藤市長は、来年の市長選挙の出馬は未定ということがございますけれども、私の思いでは、必ず再選を目指して、その決意を表明すると思えます。

その再選の暁には、どうか、三木浦コミュニティーセンターの建設を早急に取り組んでいただくことを切にお願いをして、この件については質問を終わります。

続きまして、漁業法等の改正ですけれども、今回の改正で免許の優先順位の見直しで、地元優先の順位の規定が廃止ということの答弁がありましたけれども、この辺大変気になりますね。

それで、定置漁業権と区画漁業権、やっぱり養殖ですけれども、企業の参入がしやすくなる点についてどういうことが想定されるものと思えますけれども、例えば区画漁業権の企業参入で、現在の尾鷲市の養殖業者が二十一、二業者かなと聞いております。

私、漁協出身で、61年当時の例えば三木浦地区の養殖が33業者あって、今12業者、3分の1に減っているんですけれども、漁場がかなり空いております。

それで、この空きが出ておる漁場の中へ企業が参入する場合に、養殖業者とのあつれきとかいろいろなことが生じると思えますけれども、企業参入に対してどういう措置を取られるんですか。海区漁業調整委員会等の絡みも出てくると思いま

すけど、その辺の説明をお願いします。

議長（村田幸隆議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 今回の三鬼議員の御質問につきまして御説明をさせていただきます。

まずは、漁場がたくさん空いているんじゃないのかというところでございますけれども、確かに魚類の養殖の経営体数というのは、議員おっしゃるように、相当減少しているものでございます。

免許を与えるのは都道府県知事というふうになっておりまして、現時点では、三重県の中では、漁場計画というものを立てて、その計画の中で養殖ができたり、定置ができたりというようなエリアを定めているものでございますけれども、その区画の数に対する空きというのは、今三重県内ではほとんどないと。

特に、尾鷲市内の区画についても空きがないということで、今、市内の魚類養殖に対する権利というのは、外湾漁協のほうに全て免許をしているというような状況でございます。

新しい法律におきましても、その更新の際には、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者に優先して免許されるというような法律になっておりますので、外湾漁協さんのほうが継続をして免許申請をするというときには、第1に免許が与えられるという状況でございます。

ただ、議員もおっしゃいましたように、その区画の中でのいかだの数、いわゆる尾鷲では小割といいますけれども、その小割の数というものも定められておりまして、その小割の数自体は減少をしているということでございますので、その外湾漁協に免許されている区画の中で、小割を外湾漁協の組合員さんが増やしていくということに関しては可能であるのかなというふうに考えております。

また、企業がそういうところに参入しようとする場合は、現在の尾鷲市の養殖の状況におきましては、全て外湾漁協の権利、免許の中でございますので、企業の皆さんも、もし参入しようとしたら、外湾漁協の組合員として認めていただいて、組合員の資格を取って、その中で操業していくということになるかと思っております。

以上です。

議長（村田幸隆議員） 1番、三鬼議員。

1番（三鬼孝之議員） ありがとうございます。

漁業の活性化とか、漁場を休まずに有効に使うためにやっぱり今回の企業参入

があると思いますけれども、その企業参入する場合には、例えば、私ら外湾漁協へ企業が組合員になる場合には、今、120日か90日かな、正組合員はね。どういう方法であれするんですか。

議長（村田幸隆議員） 水産農林課長。

水産農林課長（芝山有朋君） 組合員になるには、今議員さんのほうがおっしゃっていただきました90日から120日までというのは、水産業の協同組合法という法律がございます。その中で、法律で規定をされているものがございますが、この90日、これは、一般の個人の漁民の方が組合員になる資格を有するには、1年間で90日から120日の間で、それぞれの組合が定款で定めた日数を漁業に従事していないといけないという個人の資格でございます。企業の場合は、市内、その組合の管轄内に事業所なり住所を有している法人であって、従業員の数が300人までの企業、それから、所有する船舶のトン数というのも定められておまして、その船舶のトン数が1,500トンから3,000トンまでのトン数を有しているという企業が、海区調整委員さんとかの意見も参考にしながら、組合のほうで資格審査を受けるというような形になります。

議長（村田幸隆議員） 1番、三鬼議員。

1番（三鬼孝之議員） よく分かりました。ありがとうございます。

これで、漁業法改正の質問を終わりたいと思います。

最後の質問ですけれども、中部火力発電所の跡地活用の中でバイオマス発電所について市長答弁をいただきましたけれども、今各地で、バイオマス発電所が、市長も言いました林立しておりますね。

それで、東南アジア、特にインドネシアですか、パームヤシや樹皮、これパークというらしいですけれども、これらをペレット化して、愛知県の知多港に原料が輸入をされておまして、商社で争奪合戦が行われているという状況があります。

そういうことで、SEAモデルの関係で、中電構内のバイオマス発電所の建設契約で200キロワットに大幅に縮小すると言われておりますけれども、この程度では、陸上養殖への熱利用というのは不可能ではないかなと思いますね。

海ブドウを養殖するとかというお話ありますけれども、そういう中で、せめて熱利用をする場合には、5,000キロワットぐらいのバイオマス発電所の建設はできないのか、その辺のところは市長、中電といろいろとSEAモデル事業に絡めているんな交渉ができないのか、お尋ねをいたします。

議長（村田幸隆議員） どなたですか。

市長。

市長（加藤千速君） 先ほども御説明申し上げましたように、当初、FIT申請が可能な2,000キロワット、これを基本として燃料調達を進めておったんですけども、まず第1に、この近隣地域で材料、この燃料を、要するに供給する部分が非常に不足しているというようなことで、3万トンの確保が非常に難しいと、こういう量的な供給が難しいということ等あって、今縮小した形で中電のほうで考えているわけなんですけれども。

ただ、あとは事業性の話になろうかと思います。

事業性で、議員がおっしゃるように、そういう事業がきちんとできてくれば、私は中電にはもう少し増やせとか、もう一基増やせとか、いろんな交渉はできると思いますし、そのために、どういう需要をあそこの中電跡地に、どういう事業を持ってくるかということも考えていきながら、ある程度の候補は出ているというようなことは聞いているわけなんですけれども、その辺のところをきちんと詰めていきながら、今後のバイオマス発電、この件については、交渉は私がやらせていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、三鬼議員。

1番（三鬼孝之議員） 市長、2,000キロワットと言われておりますけれども、私聞いているのは、もう200キロワットに縮小したという話ありますけれども、その辺のところは、どんなですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 当初、この2,000キロワットを基本とした燃料調達ということを考えているんですけども、これが非常に難しくなってきたと。このキロワットから一応下がるものと私は思っております。

議長（村田幸隆議員） 1番、三鬼議員。

1番（三鬼孝之議員） ありがとうございます。

何としましても、熱利用をSEAモデルで行うということですから、熱利用ができるような発電能力のバイオマス発電所の設立に向けて、市長、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それで、いろいろと主な取組を申し上げましたけれども、ふるさと納税の拡大の中で、本議題に、議案第68号「尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」が上程されておまして、企業版ふるさ

と納税を可能にする条例でございますけれども、これが、恐らく、最終日に可決されると思います。

これが可決されたときには、市長どうですか、関西面で市長はいろいろと顔利きでありますので、市長のお力で企業版のふるさと納税がいろいろと要請できると思いますけれども、その辺いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、企業版のふるさと納税、これにつきましては、私もせんだっての市政報告で述べさせていただいておりますとおり、先月の6日付で地域再生計画が認定されて、そして、本市でも事業費の範囲内での受入れが可能になったと、一応そういう状況になっています。

もう一つは、やっぱりSEAモデルということのを頭に置いておりますので、この複数年にわたる事業に対しても、より有効な活用を図るために、本定例会において、尾鷲市地方創生拠点整備等基金の設置、管理及び処分に関する条例（案）を上程させていただいたというところでございます。

当然、自主財源が大変厳しい本市におきましては、このおわせSEAモデル構想の実現などを推進するためには、どうしてもやっぱり企業版ふるさと納税が必要不可欠であると思っております。

そのためには、まず、企業の皆様に事業内容に対しての御理解をいただきながら、その上で企業版ふるさと納税に御賛同いただく。

私としましても、関西でずっとやってきましたので、その辺のところの企業のほうに出向きながら、協力をお願いしたいと思っておりますけれども、ただ、何分、このコロナで私も商業小売りのほうをやりまして、私の類するところ、関係のあるところは全部、恐らく今年度は真っ赤っ赤の大赤字になると思っておりますので、その辺のところも踏まえながら、どういうところに協力していただくかということについても、私自身も一応リストアップしながら協力要請をしていくつもりでおりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

議長（村田幸隆議員） 1番、三鬼議員。

1番（三鬼孝之議員） ありがとうございます。

コロナの関係につきましても、ワクチンも出来たようでございますし、来年あたりは消滅するような気がします。その暁には、市長、トップセールスで関西圏の企業に、ふるさと企業版の寄附をいただくようお願いをしたいと思います。

それで市長、3年5か月を市長としてやって、財政の大変厳しい中、いろいろ

と苦勞しながらやってきましたね。振り返ってどうですか。3年5か月の自分自身で市長としてのその、自分自身で評価って、そんな難しいですけども、その辺のところという思いを述べていただきたいと思います。

私としては、財政難の中、菅総理の言葉じゃないですけども、そこそこ頑張っ  
てやってきたんじゃないかなと思っておりますし、恐らく、2期目を目指して  
頑張ると思いますので、その辺のところ、市長の思いを述べていただきたいと思  
います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 四年間、要するにこの3年5か月が経過したわけでございます  
ですけども、私としての市政の取組については、先ほど三鬼孝之議員のほう  
から御説明していただいた内容でございます。

一応、取りあえず私の当初からのスタートラインからの、まず、くさびを打ち  
込みながら、どうやって具体的に公約を果たしていきながら、尾鷲再生という大  
きな、役割を持ちながら進めていくかという4年間で、3年5か月であったと思  
います。

まだ十分、最終的にスタートできるかどうかというところも少しは残っており  
ますけれども、まず、私としては、今山積しているこの課題についてきちんと整  
理して、私の1期目の役割がきちんと果たしたんじゃないかな、その見極めの今  
この時期でございますので、もう一度、議員のほうからいろいろ御報告いただき  
ましたことを整理しながら、今後どういうふうな形で進めていったらいいのかと  
いうことも踏まえて、1期目の集大成はさせていただきたいと思っております。

2期目については、まだ考えてはおりません。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 1番、三鬼議員。

1番（三鬼孝之議員） ありがとうございます。

これをもちまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。  
た。

議長（村田幸隆議員） ここで休憩をいたします。再開は11時からといたします。

〔休憩 午前10時50分〕

〔再開 午前11時00分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、3番、奥田尚佳議員。

[ 3 番（奥田尚佳議員）登壇 ]

3 番（奥田尚佳議員） 通告に基づきまして一般質問をさせていただきますが、先ほど三鬼孝之議員が市長をかなり評価されておりましたので、その後は、ちょっとやりにくいんですけども、よろしくをお願いします。

今回の質問は、以前市長が市政運営において、一番重要なことは市民の命と日常の暮らしを守ることだと言われていたように思われますが、今でもその認識なのかということを知りたいという思いがありまして、市民の目線ということに重きを置いて質問させていただきます。

市長におかれましては、簡潔で結構ですので、市民の皆さんが納得されるような、誠意を持った答弁をお願いいたします。

それと、時間の都合がありますので、単刀直入に簡潔に答弁のほど、よろしくをお願いいたします。

質問は大きく 4 点あります。

一つは、尾鷲総合病院における新型コロナウイルス感染者の受入れ態勢について。

二つ目に、広域ごみ処理施設の建設において、来年 4 月設立予定の東紀州 5 市町による一部事務組合を設立する前に、今ある課題等を尾鷲市はもっと詰めるべきではないのか。

三つ目に、幼児教育について、行政はしっかり責任を持つべきではないのか。

四つ目に、有料ごみ袋を無料にできないものかであります。よろしくをお願いいたします。

まず、尾鷲総合病院における新型コロナウイルス感染者の受入れ態勢についてであります。

新型コロナウイルス感染者が増加している中、医療従事者の方々は大変な思いをされていると思われまます。医療従事者の方々に、この場をお借りしまして、深く感謝の意を伝えたいと思ひますし、深く敬意を表したいと思ひます。

さて、9 月議会の私の議案に対する質疑の中で、病院事務長は、4 月から尾鷲総合病院において新型コロナウイルス感染者のためのベッドを確保していたということをやつとのことを認めました。

それまで何を聞いても、県が、県がとはぐらかす答弁ばかりで、6 月議会の議論は何だったのかと思われまます。それこそ、この財政難の中、無駄な時間と労力が使われまました。この点についてはとても残念であります。

9 月議会では、実際に、新型コロナウイルス感染者受け入れているかどうかについてま

では、市長も病院事務長も言及しませんでした。

私は、新型コロナ感染者を尾鷲総合病院へ受け入れることに対して、反対しているわけではありません。感染者の個人情報を含めて情報開示せよと言っているわけでもありません。

仮に今、これだけ市民の皆さんが敏感になり、びりびりしているときに、新型コロナ感染者を受け入れているとなると、陰圧室が一つしかない尾鷲総合病院で完全な受入れ態勢が取れているのかという大きな疑問が生じます。

このことは大変重要なことであり、多くの市民の方々もとても気がかりなことだと思います。私は、市民の命を守れるのかということを心から心配しているのです。

市政において一番大事なことは、市民の生命と日常の暮らしを守ることであると、加藤市長も言われたことがあると思います。このことはどこの首長の方々も十分認識されていると思いますし、当然のことであると思います。

そこで、まずお尋ねいたします。

尾鷲市では、今まで4人の新型コロナ感染者が出ていますが、尾鷲総合病院において、これまで新型コロナ感染者は何人入院したのか。また、現在何人入院しているのか、公表できないのでしょうか。

また、私は、9月議会の一般質問で、発熱外来の早期設置を求めました。その際、市長は、次のように言われました。

今後は、秋、冬のインフルエンザの流行期に備え、発熱のある患者の増加に対し、ほかの患者と院内の動線を分けるため、施設設備を新設し、発熱患者の隔離に努め、住民の皆様が安心して尾鷲総合病院に受診できる医療体制を整えてまいりますと。

また、その議論の中で、尾上病院事務長も次のように言われました。

尾鷲総合病院では、発熱者の方を、今後、インフルエンザとコロナウイルスが併合する中で、院内でのリスクを回避するために、今回の県の補助金の一部を簡易診察所を設けるために、補助を使ってプレハブを設置するという事で予算を上げさせていただいています。

発熱のある方は、突然訪れるのではなく、まずお電話をいただいて発熱のある方をその施設内に誘導した後に、簡易診察をして、コロナなのかインフルなのか、ただの発熱なのかということ振り分けて診察に及ぶというようなことで、今後、施設を整備していくことを考えておりますと。

そこで、お尋ねいたします。

尾鷲総合病院において早急に進めると言われていた発熱外来の設置は、一体どうなっているのか、教えてください。

次に、広域ごみ処理施設の建設において、一部事務組合を設立する前に、今ある課題等を尾鷲市はもっと詰めるべきではないのかであります。

先月11月24日、25日の両日、中央公民館において広域ごみ処理施設の建設予定地の周辺事業所等に対する説明会が行われました。

私は、11月24日の説明会を傍聴させていただきましたが、二つの事業所の方々が、冒頭、猛反対の意思を表明し、尾鷲市役所の業務の進め方等についても苦言を呈されました。

そして、説明会に参加していた5人の方々のうち、4人の方々が本題の説明に入る前に退席するという前代未聞の説明会となりました。

顧みますと、昨年11月、その4年前から具体的に進めていた折橋墓地移転事業で決定していた移転先を急遽断念するという報告が加藤市長からあり、議会及び市民をびっくりさせました。

その理由は、測量において、移転先の隣接地の了解が必要なのに、隣接地の実質管理者の了解が得られなかったということでありました。誠に信じられないような報告でありました。

加藤市政はこのような無体なことを二度としてはいけません。

そのため私は、広域ごみ焼却処理施設建設事業において、同じ轍を踏まないように、来年4月の一部事務組合を設立する前に、建設予定地の周辺事業所等の同意を取るべきであると強く思われます。

そこで、市長にお尋ねいたします。

ほかにも大きな課題があると思われませんが、広域ごみ処理施設の建設において一部事務組合、もう来年4月設立予定ですけれども、を設立する前に、今ある課題等を尾鷲市はもっと詰めるべきではないのかと思われませんが、加藤市長の決意を聞かせてください。

次に、幼児教育について、行政はしっかり責任を持つべきではないのかについてであります。

幼児の数が、4歳児、5歳児合わせて20人もいた段階で、まず、幼稚園PTAから提出された3年保育を求める陳情書が議会で採択され、また、3年保育を求める署名についても、市民6,358人分も集まったにもかかわらず、加藤市

長が突然、尾鷲幼稚園の廃園を打ち出したという大事件は、尾鷲の幼児教育の歴史を大きく変えることになり、重大なことであります。

多くの市民が、寝耳に水という感じで、全く納得がいくはずもなく、教育委員会と執行部が十分な議論もされず、一部の方からの要望のみで、尾鷲幼稚園廃園の方向性を決定してしまったことは重大なことであります。

昨今は、幼児教育の充実が強く叫ばれている折、執行部はいとも簡単に歴史的に大きく変更することは、市長の言われる市民に寄り添った市政運営と大きくかけ離れているのではないかと私は思われます。

その点、市長の認識をはっきり、正直に表明していただきたいと思われます。

また、現在の少子化の中、特にあらゆる意味で、幼児教育については、行政がしっかり責任を持つべきではないのかと思われそうですが、どのようにお考えでしょうか。

最後に、有料ゴミ袋を無料にできないものかについてであります。

広域ごみ処理施設の整備計画が進んでおりますが、東紀州5市町の中で、ゴミ袋が有料なのは、尾鷲市だけあります。

確かに、有料ゴミ袋の導入により、市民の方々のごみ分別の意識も高まり、ごみ減量化が進んだということについては、一定の理解を示します。ただ、現在、ごみの減量化も進み、ゴミ袋の製造単価や配送費等についても大幅に下がっております。

東紀州5市町で統一するという意味でも、この際、早い段階で有料ゴミ袋を無料にすべきだと思われそうですが、市長の見解を聞かせてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、奥田議員の御質問に対してお答え申し上げます。

私は、市の行政を預かる人間として、市民の命と暮らしを守るとするのは、これは最大の役割であると、そのつもりでいつも行政に携わっております。

そういった中で、今回のこの尾鷲総合病院における新型コロナウイルス感染症の受入れ態勢ということではいろいろ御質問いただきましたんですけれども、まず、感染者云々についての件でございますけれども、まず、この新型コロナウイルス感染症の陽性患者は、県が入院先を手配して、それ、発表まで行っております。しかし、入院先までは公表はしておりません。

したがって、尾鷲総合病院自ら発表することはできませんので、御理解を

いただきたいと思います。

また、病院であるため、どのような病状、症状の患者さんが入院しているなども発表することは控えさせていただいているという状況でございます。

そういった中、尾鷲総合病院の受入れ態勢について御説明申し上げます。

尾鷲総合病院の新型コロナウイルス感染症の陽性患者の受入れにつきましては、感染対策の認定の看護師を配置し、感染対策委員会を随時開催し、安心して尾鷲総合病院に受診できるよう、院内の対策を講じております。

また、頭から熱のある方で受診をする場合は、事前に連絡を呼びかけており、他の患者さんと動線を分け、院内感染の防止に努めております。

また、昨日から患者さんには御不便をおかけしておりますが、出入口を1か所に設定し、そこで全ての来院者に対し、サーモグラフィーによる検温を始めたところでございます。

今後も、尾鷲総合病院では、患者さんに安心して受診できるよう取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、発熱外来の話でございます。すけれども、現在、尾鷲総合病院では、発熱者のみを診察する発熱外来は設置しておりません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が第1波から国内で流行し、夏の時期は、熱中症患者と区別するために、発熱のある方で受診する場合は、事前に連絡をと新聞等で広報いたしました。

また、インフルエンザ流行期に備え、さらに発熱者の増加が予想されたため、簡易診察室設置を2号補正に計上し、設置したものでございます。

第3回の定例会での行政常任委員会では、11月中に設置予定と説明を行いましたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、プレハブの国内需要が非常に増え、12月にずれ込んだことに対し、議会への報告を怠りましたこと、申し訳なく存じております。

簡易診察室は今月上旬に完成し、発熱者への看護師の作業に使用してまいりましたが、今週から患者さんには大変な御不便をおかけしておりますが、尾鷲総合病院の全ての来院者を検温し、そこで、発熱のある方を、簡易診察室に誘導し、必要のある場合は、看護師の問診等を実施していく方針であります。

簡易診療室のみならず、発熱者等の対応は、病院内の感染対策委員会で検討し、実施していくこととなりました。

次の御質問に対して、広域ごみ処理施設についていろんな問題点がないのか、

それを解決すべきじゃないかというような御質問に対しましては、実質問題、今、一部事務組合を設置すべく、いろんな法令上手続き云々等について今やっているところでございますけれども、その前に、住民説明を近隣の関係者の皆様に御説明をさせていただき予定で、11月の24日、25日に、議員御指摘のとおり、やらせていただきました。

関係者につきましては、初日の日に、1団体の方が来られて、そのときに4名の方がいらっしゃって、もう一団体の方が来られて、奥田議員がおっしゃられたとおりです。4名の方が退散してしまったと。

2日目も2名ほどの方がいらっしゃって、一応進めさせていただいたわけでございますんですけども。

やはり、まず第1に私は周辺対応、周辺関係者の皆さんへの対応というのは非常に重要であると思います。したがってまして施設整備、これに当たっては、周辺関係者の皆さんの御理解、これがまず第一肝要であると思いますので、先ほど申しましたように、これに対して反対されている方々がいらっしゃいます。そういう方々について、私自らも御訪問し、説明をさせていただきながら、御理解を得られるよう努力していきたい、このように考えております。

次に、幼児教育について市長の認識はと。

今年の2月、3月、いろんな状況がございました。その際に、執行部としては、令和4年の認定こども園の設置を目指しながら、それについて住民の皆さん、関係者の皆様に御理解をいただけるような、そういう取組を行いますということで一応進めております。

当然幼児教育におきましては、当然、行政が責任を持つということは当然のことですので、その役割を十分に果たしてまいりたいと、このように思っております。

それから、指定ごみ袋の無料化についてでございますけれども、この有料ごみ袋の制度につきましては、御承知のとおり、平成25年4月からごみ減量化を行う必要性などから、廃棄物減量等審議会の答申を受け、導入したものであります。

議員御指摘のとおり、ごみ袋を有料化していることにつきましては、様々な御意見があろうかと思いますが、現在計画している広域ごみ処理施設整備に伴い、将来的にどのようにしていくのか、具体的に検討する必要が私はあると考えております。

現時点では、無料化まで言及するところまでには至っておりません。この件に

つきましても、2年前にも同じ質問に対して、同じ回答をさせていただいたと、そういう記憶をしております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ありがとうございます。

それでは、引き続き質問をさせていただきますけど、まず二つ目の広域ごみ処理施設のほうから聞かせもらいたいと思うんですけども、今お聞きして、市長、ちょっと意外だったんですけど、市長自ら訪問してという言葉がございましたので、いつ頃行かれるんですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） いつ頃って、なるべく早くという思いはあるんですけどね。

ちょっと今正直申しまして、議会もご置いますし、そういったものも含めて今スケジュールをちょっと調整しておりますので、なるべく早いうちに、まず、御挨拶でもしていきながら、順次、お伺いして、きちんと御説明をしながら、御理解いただくように、きちんとやらせていただきたいと思っております。

ちょっとまだ日にちのほうは、まだ未定でございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。できるだけ早くというなら、できるだけ早く行っていたきたいんですけども、ただそのできるだけ早くって言われても、いつ頃になるかとちょっと気になるものですからね。

この3月までには、この事務組合、4月から事務組合設立でしたっけ。それまでにはきちっとした了解を取っていただくような努力はされておられるということによろしいですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 御了解いただくように、努力させていただきます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 努力はぜひお願いします。

それで、私は申し上げたいのは、事務組合に入ってから、それが解決しないで事務組合を設立した場合、やっぱり後でちょっと混乱する可能性もあると思うので。

市長、どうですか。その事務組合設立前までにこのお二人の方に理解を求めるといふことをしてもらえませんか。僕はすべきだと思うんですけど、いかがです

か。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 努力はしたいと思っております。

ただ、議員おっしゃるように、この一部事務組合設立という問題についても、ぎりぎりの線まで来ております。我々は一部事務組合を来年の4月に設立するという、こういう目標もございますので、並行してやっていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、ただね、市長、これ尾鷲市につくるわけじゃないですか。だから、市長は6月議会、たしか野田議員が、6月だったか、5月25日かな、市長、もうちょっとリーダーシップ取ってくださいと話したときに、リーダーシップの問題じゃないんだということを言われていましたけれども。僕はやっぱりリーダーシップ取るべきだと思うんですよね。

ですので、この事務組合、4月つくるんだと言われますけれども、つくったはいいけれども、まだそのお二人の方の、この猛烈な反対をされている方に理解がもらえていないということであれば、ほかの4市町も困ると思うんですよね。

先にやっぱり順番として、周辺住民の周辺事業所等の了解ぐらいはちゃんと取ってからやってくださいよという、これ、なりませんか。普通に考えたら。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 反対されている方について御納得いただけるようになるまで努力はしていきたいと思っております。

一方で、広域ごみ処理施設整備についてはですね……。

3番（奥田尚佳議員） 聞いたことだけ言ってください。

市長（加藤千速君） 一部事務組合についてですね。

3番（奥田尚佳議員） いや、聞いたことだけお答えください。聞いたことだけ。時間の都合あるので。

市長（加藤千速君） 努力はします。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、努力じゃなくて、僕はほかの4市町のことを考えて、これ広域でやるわけですから。やっぱり尾鷲市がリーダーシップ取って、最低限この事務組合入る前にね、その周辺事業所等の了解ぐらいは取っておかないと、これ後々困りますよ。だってほかの4市町だって、尾鷲市さん、それは周辺事業

者等の了解も取れていないんですかと。それで事務組合つくってもらっても困りますよということは絶対言われると思うんです、僕ね。だって、僕、逆の立場だったらそうやって言うと思いますもん。

尾鷲市さん、あなた方があなたのところで造るんでしょと、やっぱり周辺住民の了解ぐらい取る、市民の方でもちゃんと説明して、周辺住民の方々の、住民、それから事業者の方々、了解ぐらいは取っておいてくださいよと言いませんか、普通。いかがですか。

だから、僕は取るべきじゃないかといって、努力は分かります。努力じゃなくて、市長、これ3月末で、もう早い段階ですよ。了解取ってくださいよ。いかがですか、これ。努力は分かります。努力は。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず広域ごみ処理整備につきましては、今の現状からして5市町全て現施設の老朽化、あるいは、改正面でも非常に早急に対応していかなくやならない喫緊の課題であるという。

（「聞いたことだけ答えてもらってください、3月末までに」と呼ぶ者あり）

市長（加藤千速君） だから、そういうことも含めて、関係者の方々につきましては、先ほども申し上げておりますように、丁寧な説明を行って、御理解をいただき、一部事務組合を設立できるように努力していきたい、このように考えております。以上です。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） じゃ、丁寧な説明でできるようにということは、できるまでに、設立するまでに了解取るという努力をされるということによろしいですか、市長。約束してください、そこは。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 何度も申し上げますけれども、お二方、二組の団体の方々につきましては、丁寧な説明をして、御納得いただけるように、努力はいたします。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） いや、だから、その事務組合を設立するまでにやってください。どうですか、市長、そこ。その意気込みをちょっと聞かせてください。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 努力をいたします。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3 番（奥田尚佳議員） 努力で、これ、でも、市長、これやっぱり了解取らない限り、僕、事務組合無理だと思いますよ、これ。ほかの議会だって、そんなの納得すると思いますか。

ただ、僕はこれ、時間、ちょっと今食ってしまいましたけれども。

過去の議事録拾ってみますと、31年の2月18日の行政常任委員会で、それまでも、僕、この発電所跡の件で、市長こだわったので、本当に浸水域だし、あそこね。水産業の風評被害もある、まちづくりもいろいろ考えた場合、本当にあそこでいいんですかと言っているのにかかわらず、市長は、万に万に万の一つない限りは発電所跡だと言い切ったんですよ。

僕は、あのとき、本当に非常に悔しい思いとかしまして、それに対して、結局市長、発電所跡断念されたじゃないですか。結局、これ、1万掛ける1万掛ける1万というのは1兆なんですよね。万に万に万に一というのは、1兆分の1、これ1兆分の1の確率のことが起こったんですよ、市長。1兆分の1の確率が。面白いですね、これ。市長、思いませんか。それだけ市長の言葉は軽いつてことですよ。市長の言葉は軽い。

これは、僕は本当に、いろんなことを本当にこれ申し上げたいけれども、時間と労力をかなり無駄にしている。

だから、僕は今回、市長、申し上げているのは、これ野球場ということに、ほかの4市町の首長は懇願されたと言いました。これ、懇願されて、ここで進めると言うなら、僕は実のあるものにしてほしいと思っているから言っているんです。そのためにはやっぱり、この今反対されている方の了解も取ってほしいと。それで僕は言っているんですよ、市長。

だから、あなたね、言葉は軽いんです、本当に。言うことは言う、ばばばって簡単に言うんやけれども。本当にね、しっかり考えてやってもらわないと。

それ、ついでに申し上げますと、市長が就任してすぐの平成29年の9月議会、僕、一般質問で言ったときも、市長が、候補予定地の選定時にはしっかりとした住民説明をさせていただき、近隣住民の皆様の意向を受け止めた上で決定してまいりますと。私は、強引には進めませんよねって聞いたら、絶対にありませんと、力強く言われていますよ。住民の了解取るんだと。

平成30年2月16日全員協議会、これは、その直前に、一部地元紙に、尾鷲市は発電所跡に広域ごみ処理施設の建設を決めたって記事が出た後ですけどね。そのときにも、市長は、当然、皆さんに御納得いただかなきゃならないと、その

ときはもう必ずいろんな説明会等々に出席しながら、こちらから説得し、納得していただくという手法を、あるいは広報を通じながら、中身を知っていただくというのが、僕、絶対大事だと思いますので、その辺のことは努めたいと思いますよと力強く言われましたよ、このときも。言われておるんですよ。

だから、もう本当に、市長。これね。完全なこの広域ごみ処理、先ほども、三鬼孝之議員はもう褒めちぎっていましたがね、市長のこの3年数か月。

この広域ごみ処理施設に限らずですけどね。折橋墓地のこともありますけれども。市長の判断ミス、市長の事務上のミス、進め方のミス、これによってもう本当に大混乱しているんですよ、今。そのことを、僕は、市長に謝ってほしいとは思いませんよ。思いませんけれども、市長ね、僕、市長に申し上げたいのは、ちょっとすみません、感情的になりましたけれども。

市長に申し上げたいのは、謝ってほしいとは思いませんけれども、もっと謙虚になって、謙虚になって進めないよ。これ、やっぱり僕、実のあるものにしてほしいと思いますからね、謙虚になってやってください、謙虚に。そういう意味では謙虚にね。

この前の、僕、11月24日に傍聴させてもらいましたが、実は僕11月13日の日にも、僕、金曜日だったかな。ちょっと来てくれとこのお二人の方に言われて行ったんです。そのときに、副市長と環境課長、環境課の補佐、3人来ていました。そのときにも、僕、立会人になってくれと言うて、立会人になったんですよけれども。もう相当怒ってましてね。

もう副市長も立会いだったでしょう、あれ、何も言えなかったじゃないですか、下ばかり向いて。課長もね。

あなた方の事務上のミスもかなり指摘されておったじゃないですか。5月の日に説明に来られて、もうその日の夕刊にこの野球場の話が載ったって。そんな、やっぱりそれは、それはごうわきますよ、普通の人だったらね。何やと。今ちょっとまだ考えておる途中なんですけどと言いながら、地元紙に決まったんだって出たら、それは怒りますって。

だから、その辺のこの住民の方々の立場に立って、考えてもらわないと、言い訳ばかりしても駄目なんですよ、市長。

時間の都合あるので、あんまり言いませんけどね。

だって24日の日だって、その新聞のことを言われて、市長が言い訳して、たまたま新聞に載っただけなんですなんて言うから、たまたまかいと言って、雨の

中4人の方が立ち上がって帰って行かれたじゃないですか。たまたまって、そういう言い訳要らないんですよ、市長。もう、本当にこういうことになったんなら、平身低頭でお願いしていくという姿勢を持って。いかがですか、これ、事務組合設立までに、理解どうのこうの言っている場合じゃなくって。

その11月24日から1回もまだ来ていないという話ですよ。1回も来ていない。何日たっているんですか、11月24日からでも。もう2週間たっていますよ。なぜ行かないのかなと思うんですけども。市長、いかがですか、その辺の。僕は覚悟を持ってやらないと。これ、皆さんも迷惑かかりますよ、これ。尾鷲市民だけじゃないもん。ほかの4市町だって迷惑しているんですよ、これ。いかがですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） ですから、先ほど申しましたように、私も、その2団体の方々に対して、きちんと、まずお会いして御説明し、御納得いただくように努力したいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 何か、市長の覚悟というのは見えないですね。何か言葉だけが、軽い言葉だけがぼんと飛び交うんですけど、その中身の意気込みというものが、全然伝わってこないのが非常に残念ですね。

本当に実のあるものにしてほしいという思いで僕は言っているんですけどね。今回こそは、僕はしてほしいと思うんですよ、これ。

そういうことで申し上げているんですけど、なかなか市長にはやっぱり通じないですね。

それで、ちょっと建築基準法の確認したいんですけど、これ都市計画というのは、都市計画で敷地の位置とか決めないといけないとなっていますけど、都市計画ではどうなっているんですかね、これ。誰に聞いたらいいのかな。建設課。

議長（村田幸隆議員） 建設課長。

建設課長（内山真杉君） 広域ごみ処理施設につきましては、都市計画施設としての位置づけも可能ですので、今後また都市計画決定等の手続等も必要になってくると考えております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） ぜひ、これ、決定必要なんでしょう、これ。

これ、建築基準法51条を見ると、定めなければいけないと。ただし書で市町

村の都市計画審議会ですか、そういう議も経てということ云々と書かれておるんですけれども。

それでその建築基準法第51条ただし書の土地計画審議会の付議基準というのがちょっとあって、その概要を見ますと、近隣説明の基準というのがあって、市街化調整区域の場合、敷地境界線より直線距離で500メートル以内の居住者、土地の所有者及び建築物の所有者に説明を行い、計画内容に十分理解が得られていることということ書かれているんですね。だから、十分な理解を得られないといけない。

それから、この建築基準法第51条に基づく産業廃棄物または一般廃棄物の処理施設に関する許可基準というのがあって、その中にも住民説明というのがあって、許可申請書の提出前までに周辺住民等に建設計画の内容を説明し、理解を得るように努めることと、これ、明記されておるわけですね。

そういう意味でも、僕は、これは住民の了解というのはまず取っておくと言った。まず。事務組合をつくる前に。これはぜひやるべきですよ、市長。

それともう一個、環境省の環境再生資源循環局というのが、令和2年6月、広域化・集約化に係る手引というのを出しております。

その中で、今やっぱりこのごみ焼却施設の広域という問題がありますのでね。ここでいろいろと手引を出しているんです。その中で、5の7というところで、住民理解の促進というのがあります。その中で、住民理解の促進に向けた取組が求められるということが書かれていまして、その解説というのがあるんです。その解説というのがあって、住民から十分な理解を得ることが求められるって書いてあるんですよ、求められると。

だから、こういうふうには建築基準法、それからこの環境省の手引、こういうのを見ても、まず前提として、周辺住民、周辺事業所の方々の了解を得ると、こういうことが僕は必要ではないかというふうに思うわけなんですよ。

だから事務組合の、もう一回言いますが、市長、何回言っても無理ですかね、事務組合の前に僕は、僕はこの了解を得られないなら事務組合の設立はすべきじゃないと思っているんですが、いかがですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほども申し上げておりますように、2団体の方々に対しては、きちんと説明をさせていただいて御納得いただけるように努力します。

一方では、4月1日の一部事務組合設立までというようなお話は、努力します。

しかし、一部事務組合設立については、先ほど申しました理由で、それも一応その方向の中で進めていきたい。だから努力します。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 努力しますって、まあ、ちょっと意気込みを聞けなかったのが残念ですけども。

市長、それと、僕は、以前、三つの課題があるというふうに申し上げたと思うんですけど、それは搬入路の問題と周辺住民の事業所も含めて了解。それから、野球場の応分の負担ですね。これ言われたと思うんです。言いました。

搬入路の問題は、幅を広げるということで解決しましたけれども、やっぱり合意を取るといふことと、それから応分の負担ね。本当に応分の負担してもらえるのか。

それから、あと、僕、財政の問題が気になるんですよ。市長は10億円の盛土代がかかるということで、発電所跡やめたんじゃないですか。そうでしたよね。

それが今回聞いていると、野球場解体撤去費、くい施工費、搬入路整備費等の附帯工事費が3億円以上かかると。野球場の代替施設整備費が8億5,000万かかるということで、両方足すと11億5,000万。それから、あと付随するものとして避難用の3,500人収容の土山ですか、何かを造るということで、その盛土用の購入費や造成費等の費用が現在示されておりませんが、この11億5,000万円にそれを足すと、僕は、少なくとも20億円ぐらいになると思うんですね。それを勘案しますと、発電所跡で盛土代が10億かかるもので断念したと言いながら、今回、それ以上にお金がかかってしまうということも含めて、やっぱりこれ事務組合が設立する前にね、僕はきちっとした、ほかの4市町に対する議会や住民に対して説明してほしいと思いますし、それから応分の負担ね。これ本当に多くの負担してもらえるのかと。

これは、ほかの4市町の問題じゃないかというふうに、市民の方から言われたからと、僕、批判されたんですけども。ただ、ほかの4市町が応分の負担をしてくれるって言われておりながらですよ、してくれなかったら、今度は尾鷲市の負担になるじゃないですか。僕はそれを心配しているんですね。

だから、これも事務組合の設立前に、僕は、きちっとしたほかの4市町が、議会もそうです、住民もそうです、了解を取るべきじゃないかと。やっぱりこれしておかないと、僕は事務組合設立までは進めないんじゃないかと思うんですけど、いかがですか、市長。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今回の現市営野球場の代替施設として、中部電力跡地に、第1候補として野球場を設立すると。それに伴う最大限の額が8億5,000万円であると。その内訳としまして、球場の設置が6億5,000万でしたかね。

一方で、安全を守るがための築山を造る、その一部の1億5,000万、税込みで1億6,500万とちょっとですね。その内容が、一応5市町の首長会議でお諮りしまして、そういうふうにして、最大限8億5,000万ということです。

当然この8億5,000万を一応負担して、5市町で負担するというのを、一応申合せ事項としてあります。当然そのあれについても、基本契約、いろんな覚書等々は手続としてやるつもりでありますけれども、あくまでも今回の代替施設に要する、安全性も含めて、8億5,000万の事業費が上限でございます。

実際の市町の負担金については、まず、事業精査をしましょうと。どれだけ安くなるんですか、そういった事業も精査しながら、補助金などをこれから活用しながら、削減に努めますということ。

したがいまして、今後、5市町で協議を行って、詳細な取決めをきちんとやっていって、そして基本協定書でお示ししたいと、このように考えております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 何を言っても無理かもしれませんが、でもこの周辺住民の方々、事務所含めて了解、それから応分の負担、それからこの財政の問題、やっぱりこのことをきちっと説明、理解してもらった後じゃないと、僕は事務組合の設立はできないんじゃないかと思っていることだけ申し上げておきます。

それから、時間となりますけれども、三つ目の認定こども園の話なんですけれども、これ、8月に廃園を1年延期するということで、取りあえずよかったなと思うんですね。

この廃園ということに対しては、歴史的な教育の変革といいますか、小学校の閉校にも匹敵する大きな問題じゃないかなという気がするんですけれども。これまでも、10人いないといけないんだとか、教室が足りないんじゃないとか、その場しのぎの答弁が多かったわけなんですけれども。

この陳情も、3年保育の陳情も採択している。それから署名が6,358人集まっている。9月議会のときに、教育長に私、確認させてもらいましたけれども、PTA等からの認定こども園をやってほしいという要望は一切ないと、そういう状況の中で、市長が突然3年保育の、尾鷲幼稚園3年保育を求めているにもかか

ならず、いきなり廃園だと言われたことに対しては、私はいまだに、市長、大変失礼かもしれないけれども、市長って正気なのかなと思うんですよね。それで、市民に寄り添ってとか、よく言えたものだなという気がしてならないんですけど。

それで、この認定こども園、11月、12月の広報おわせでも出ていましたけれども、何か決まったような掲載の仕方なんですけれども、まだ議会側に一切説明ありませんよね。

これ議会側に説明というのはいつ頃あるんですか。この進捗状況を教えてもらえませんか。簡単でいいですから。簡潔に。

議長（村田幸隆議員） 教育長。

教育長（出口隆久君） 今現在、いろいろなアンケートであるとか、聞き取りを進めておきまして、今も継続中でございますので、それを整理でき次第、議会のほうに報告させていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 今、アンケートもしているということですね。

ちょっとPTAの方とか確認しましたら11月の10日、11日、2日間にわたって尾鷲幼稚園のほうで、この認定こども園の話をされたということで、令和4年にはスタートするということを断言されていたということで、アンケートも取られていることなんですけど。

でも、認定こども園の仕組みも全然説明していないくせに、アンケートも何もないと思うんですけどね。何かこの誘導しているような感じがして仕方がないんですけれども。

私、この進め方、本当にいいのかなという感じで、認定こども園、民生事業協会にやってもらう方向で協議を進めているという話も、福祉保健課長のほうから以前ありましたけれども、何か方向だ方向だって勝手に決めてやっていくじゃないですか。このごみ焼却施設もそうですよね、市長ね。

言わせてもらえば、学校給食もそうですよ。親子方式やちょっとよく分からん表現使って、そういう方向性で行くんだって、何の議論もしていないのにね。こういうやり方というのは、僕は本当に非常に独裁的だと思うし、いいのかなという気がしてならないんですけど。

市長は、この行政が責任持つこと、先ほど、当然のことだと言われましたよね。だったら、もうちょっときちっと行政が、僕はこの認定こども園というのは、選択肢が二つあると思うんですよ。これからやるとしたら。

一つは、行政が責任持ってやる、行政が運営する。これは熊野市や美浜町と一緒にです。

もう一つは、民間で競争して、サービス向上に努める。例えばこれ、都会なんかはよくできると思うんですよ。でもこれは現実的に考えたら、今、尾鷲市は無理かなと僕は思うんですね。

だからこそ、今少子化の中で、やっぱり認定こども園やるんだったら、今、民生事業協会が保育園を一括でやっていますけれども、そこで任せるよりは、やはりこの行政が責任持って熊野市や御浜町と一緒に僕はやるべきじゃないかなと思っている次第でございます。ですけれども、きちっと議論、もうちょっとしてほしいなと思うんですけど。何言っても無駄ですかね。

じゃ、4番目に入ります。

ごみ袋の無料化の話なんですけど、これ9月議会で南議員もされています。それは、私1か所、市長の答弁で気になったもので、再度させてもらったんですけど。

市長は、これ、財源だと言われた。財源だと。

これ導入の際、ごみ袋有料化を導入した際、財源にするんだなんて説明していませんよ、市役所は。環境課がしています、そんな。

ごみ減量化のためなんだとか、そういう話じゃないですか。それで、収益を還元するんだと、市民のほうへ。そういう説明していますよ。これ財源なんですか、市長。そうだったら、導入のとき、そういう説明していません。市民にうそをついたということになりますけど、いかがですか、それ。そういう認識ですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 財源という意味合いは、収入が基になるものという、収入があるものということで、うちの予算書についてもきちんと歳入の中で一応計上している。これは財源なんですよ。収入を入れている。実際問題、予算書の中にきちんと明記しているじゃないですか。これは財源です。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 市長ね、だったら、それを僕は導入時に説明すべきなんですよ。していないじゃないですか。

それと、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で廃掃法というものがあります。その第6条の2に、市長、市町村は一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、収集しです

よ、これを運搬し及び処分しなければならないという、これ義務規定あります。

ですので、私は、このごみの収集運搬ですって、このごみ袋の有料というのは二重課税だと僕は思っているんですけど、以前から。そのように思いませんか、市長。簡潔にお願いします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 2年前にも同じようなことをおっしゃっていただいたんですけども、やはりごみの減量化に向けての、要するに、有料ごみ袋という、私はそういう認識を持っておりまして、いかにして減量化していくかというようなことを目標にしながら、今回、まだやっている。

だから、先ほども申しましたように、これについては、いつまでいつまで、恐らく広域ごみ処理施設の5市町であった場合には、それは一応考えていかなきゃならないんじゃないかなということを、先ほど冒頭に申し上げたわけでございます。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） これ、完全な二重課税だと僕は思っているんですけどね。

市長、それで、環境課長に聞こうかな。45リットル袋とか、30リットル袋、それから、あと、15リットル、10リットルありますが、その製造単価、今教えてもらえませんか。製造単価。すみません。

議長（村田幸隆議員） 環境課長。

環境課長（吉沢道夫君） 令和2年度の委託しておる単価のほうを申し上げさせていただきます。

45リットルのほうが、税抜きで1枚当たり8.26円、それから36リットルが1枚当たり5.52円、15リットルの袋が4.19円、10リットルの袋が3.52円。これ、いずれも消費税抜きでこの単価となっております。令和2年度以降。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 分かりました。

そしたら、今、その無料配布してもらっていますよね、45リットル、10枚と30リットル、10枚ね。これ、非常にありがたいことなんですけど、そうすると45リットルが1枚税抜8.26円ということは、10倍で、原価が82円60銭かな。30リットル、10枚で、1枚が5.52ということは55円20銭。ということは、今、45リットル、10枚と30リットル、10枚ね、屋外

の防災無線で大げさに早く取りに来いよ、取りに来いよと言っていますけれども、これ合わせると、税抜で137円80銭ですよ。あと収益とか考えたらそれ以上かもしれませんけど。それ考えると、137円のこんなに大げさに屋外の防災無線で毎日毎日流すのかなと。新型コロナのほうが大事じゃないですか。それは出たってこと、何も言わないし。よっぽどこれ、すごいことなんですよ、市長、これ。

僕は、コロナ対策っていうなら、隣の熊野市なんか1枚の商品券を配布して、それから1万円で1万4,000円分のプレミアム商品券を5セットまで買えるんですけれども、それもやって、さらに先週、1万円の商品券、無料でこれまた配布しているんですよ。

そういうのを考えると、137円のことで、何であんな大げさに屋外で、屋外防災無線使うほどの、何かずれていませんか、市長、これね。

僕は、いろいろちょっと言葉にならない、これでやめておきますけれども、でも早急にこれ、やっぱり統一すべき、僕これももう一部事務組合に入るまでに、僕はきちっと議論してほしいなというふうにするわけなんですけれども。

それで時間の都合があるので、1番目の問題なんですけれども。

コロナの関係なんですけど、今、医療崩壊が起こっているとよくメディアも言っていますけど、本当に医療従事者の方々に感謝と敬意を表したいと思いますし、感染リスクは誰にもあります。感染者が悪いわけではありません。だから誹謗中傷は絶対僕はいけないと思いますし、それから感染者の個人情報を出せと言っているわけではありません。

私は尾鷲総合病院に、コロナ感染者を受け入れるなどは言っていないです。

ただ、やはり市民、それから入院患者、外来患者、そしてその家族、出入り業者、それから医療従事者にとってもそうだと思うんですけれども、これやっぱり受け入れているのであれば、きちっとした情報開示をやっぱりすべきじゃないかと。

9月のときも、僕はずっと言っていたにもかかわらず、やっと4月から、コロナ感染者のためのベッドを用意しましたって言われましたけど、あのときも、市民の方からもっと早く言って欲しかったという声、結構ありましたよ。

市長、やっぱり情報開示って、僕は非常に必要じゃないかなと思うんですけれども。

それで、これ病院総務課長に1個聞こうかな。

今日からですか、昨日からですか、正面玄関を閉鎖したということで、それで、病院総務課長、これ、地元紙見ますと、病院総務課長は、そのまま院内に入ってもらいと感染する可能性があるのでは、と言っているんですけども、これ見て、市民の方は、ああ、やっぱりコロナ感染者の方、収容されているんだと言われてる方、結構いらっしやいましたけれども。

これ、病院へ、院内へ入ったら感染する可能性があるって、どういう意味ですか、これ。本当に言われたのか、それとも。総務課長。総務課長。

議長（村田幸隆議員） 病院総務課長。

尾鷲総合病院総務課長（徳井良成君） そういうことは、ちょっと僕は言っていないんですけども、この入り口のところで、言っていないです。

3番（奥田尚佳議員） 言っていないんですか。

尾鷲総合病院総務課長（徳井良成君） はい。

議長（村田幸隆議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） それでは、この地元紙の病院総務課になっていますわ。総務課はそのまま院内に入ってもらいと感染する可能性があるのではっていうか云々と書いてありますね。じゃ、これ、うそなんですか。新聞社ほうそ書いたんですね。分かりました。

それで、その8日の日の地元紙の夕刊、9日付ですけども、これ4人目が出たと。これは全然僕ら、何にも聞いていないんですけどね。もう議員で私も聞いていないし、議長、聞いていたのかな、知りませんが。市民にも全然公表していない。新聞がぱーんと出たわけですけども、地元紙2社とも出ました。

いろんな方が入院している、尾鷲総合病院に入院しているんだろうなと市民の問合せがいろいろあったわけなんですけれども。

それで、僕8日の日の午後からそういううわさは聞いていたんですけど、それで、ある民間病院の玄関に貼り紙がしてあるというもので、僕は見に行ったんですよ、8日の日の夜。それには何て書いてあったかという、患者様へ大事なお知らせ、12月7日月曜日午前、当院を受診されました患者様より新型コロナウイルス陽性の反応が出ました。保健所に確認しましたところ、当クリニックは濃厚接触には当たらないとのことで、通常診療で問題ないとの回答をいただきました。しかしながら、患者様の感染リスクを踏まえ、12月12日土曜日までは、定期受診によりお薬を処方させていただいている患者様につきましては、薬処方のみでも対応させていただきます。というふうに書いておいて、最後に、皆様に

は御迷惑をおかけしますが、御理解の上、御協力お願い申し上げますという掲示をしてあったんですね。

僕、それ見て、ある意味、僕は感動というかな。非常にこれ勇気の要ることですよ。この病院にとってマイナスのことを言うんだもの。収益にも響くと思うんですね。そのことをあえて言われている。

一方で、尾鷲総合病院は一切情報を出さない。収容されているってこともあっても、あるのかどうか、それも言わない。ベッドのことだって9月まで言わなかった。4月からベッド用意しているのに。全然情報を出さない。

僕は、この病院に対して非常に敬意を表したいと思うし、僕は、逆に言うたらこういう病院こそ僕は信用、信頼できると思うしね。応援したいという気持ちになりますよ。応援したいと思う。頑張っしてほしいと思う。だって、患者さんが来たただけだもん。コロナ感染者の方がね。この病院には何の落ち度もないわけです。でも、こういう掲示を出して、皆様気をつけてくださいよと。僕はよくしてくれたなと思うんですね。だから僕は、この病院を応援したいと思う、純粋に応援したいと思います。

でも、尾鷲総合病院、どうですか。応援したいという気になりますかね。僕は少なくともならないね。ならないです。

僕は、今、本当にいろんな方が隠蔽じゃないかと、こんなことでいいのかということが言われている中で、どうなんですか。

だったら、病院事務所も、昨日、僕は国からの医療従事者の慰労金について聞いたら、20万円を中心に、10万円、5万円と、県から国保連合会に委託され、個人に振り込まれたと言われたじゃないですか。20万円というのは、コロナ患者を受け入れて治療に当たった病院事業者、職員の方でしょう。ということは、それでもう認めているということじゃ、入れていたということでしょう。

今も入れているのか、入れているなら入れているって言ってほしいんですけどね。確実に入れていたということじゃないですか。20万円が支給されたということは。このことについてもね。

ついでに申し上げますと、個人防護服を事前に準備しとったけど、それは事前準備かと聞いたらしどろもどろで、それ取り消しますなんて言われてね。

昨日も何件か問合せありましたよ。やっぱり総合病院、受け入れているんですね。だから言えばいいんですよ、正直にね。

こういうふうには隠しているんだと思いますけれども、僕はこのやり方というの

は、非常に僕は、本当にこれ市民のためになるのかなと。市民の市民病院が、こんなことしていいのかなと。

やっぱり、県が県がと言う前に、市長、だって愛知県だって、これ、この前も河村市長ですか、名古屋市、愛知県から297床のベッドを持ってと言われて、でも実際にはすぐ使えるのは202床しかないよと。というのは、医師や看護師が確保できないからだ。でも、県は受け入れろ、受け入れろと言いますよね。言っているけれども、でも、河村市長、しっかり、やっぱり言っているじゃないですか。市民目線でやってくれと。名古屋弁で言っていましたけどね。

やっぱりそのぐらい、市民の命を守る、安全を守る、日常生活を守る、そういう意味では、僕は県に対してきちっと物を言える首長であってほしいというふうに思います。

これ、どうなんですか。本当にこれ。僕は4月に県に聞いたら、5床ほど……。議長（村田幸隆議員） 奥田議員、正午の時報のため、少し中断します。

〔休憩 午前11時59分〕

〔再開 午後0時00分〕

議長（村田幸隆議員） 正午を過ぎましたが、会議を続行いたします。どうぞ。

3番。

3番（奥田尚佳議員） 最後に質問します。

今、昨日の9時時点で、三重県ですけど、陽性患者1,072人、延べ。入院が182人、今現在それらしいです。宿泊療養が8人、死亡が12人、退院等が861人、入院調整中が9人ということでございます。

県は今、前に申し上げたように、七つの医療機関に感染症の指定病院、24床あります。それに4月の段階で100床、尾鷲市も含めて100床用意しました。だから124床。療養ということで64床、鈴鹿市のスポーツ施設につくりましたけれども、でもこの療養が今8人おるということは、その8人は多分この鈴鹿市のスポーツ施設に入っていると思うんですね。

あとの入院182人、入院調整中9人、191人おるんですよ。それ24と100足すと124、はるかに超えているんですね。

そういうことも考えると、今、これクラスターが発生しています。この尾鷲市のお聞きしたいのは、2点あります。すみません、最後。

尾鷲市は、5床ほど用意しているということですけども、本当に安全性が大丈夫なのかということと、それからもう一つ、今クラスターが結構発生していま

す。鈴鹿厚生病院も70人、東員病院が42人、伊賀市の岡波総合病院が現在8人、県庁でも起こっているんですね、県庁が今、12月5日現在で9人。このクラスターのことを考えたら、やっぱり僕は情報公開をきちっと、これ後で市長、コロナ患者を受け入れていたにもかかわらず、クラスターとか院内感染起こったら、これ、大変なことですよ。尾鷲総合病院、それこそ崩壊というか、破綻、信用も何もないと思うんですけど、いかがですか。それ2点です。すみません。簡潔に。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 当然、情報公開できるものについては極力やっていきたいという、そういう姿勢で臨んでいます。ただ、そこに法的な縛りがあるということも、もう奥田議員は御承知のとおりでございます。

ですから、今回の名古屋市の事例とか、この前の四日市の事例というのは、尾鷲市と違うと。保健所をそれぞれ持っていたり、特別区であるというような、そういうことで自由に発言ができる。もちろん県なりどこなりが相談はする、それを持っているということだけは御認識をいただきたいと思います。

クラスターとかそういった問題については、常日頃から、常にそういうものに啓蒙の広報をしたり、いろんな形で住民の市民の皆さん方に、いろんな啓発活動といいますか、予防防止というようなことについて常に心がけるように、今も取り組んでおります。

以上でございます。

議長（村田幸隆議員） 事務長はいいの。

病院事務長。

尾鷲総合病院事務長（尾上廣宣君） 院内の感染対策のことにつきまして不安を抱かれているという御指摘につきましては、先ほどの市長答弁の中で、尾鷲総合病院の新型コロナウイルス感染症の陽性患者の確保病床に対しての陽性患者の受入れにつきましては、感染対策の認定の看護師を配置し、感染対策委員会を随時開催しながら、安心して、尾鷲総合病院受診できるよう、院内の対策は、常々講じておりますので御理解ください。

以上です。

議長（村田幸隆議員） よろしいですか。

ここで休憩をいたします。再開は1時15分からとします。

〔休憩 午後 0時04分〕

〔再開 午後 1時11分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、10番、南靖久議員。

〔10番（南靖久議員）登壇〕

10番（南靖久議員） それでは、いましばらく時間をいただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の終息の兆しが見えず、3波到来かと言われ、ますます猛威を振るい続ける状況にあります。

平成2年12月14日現在、国内の累計感染者数18万2,942名、うち新規感染者数1,683名で、三重県での累計は、昨日時点で1,065名となっております。

この新型コロナは、高齢者など病歴のある方は重症化しやすいと言われており、高齢化が著しい本市においては、大変心配するところであります。

また、昨日、国においてもG o T o トラベルの一斉停止が発表されました。

こうした予断の許さない状況下で、年末年始を迎えますが、私自身も、不要不急の外出は控えるとともに、3密を避けるなど、十分対応してまいりたいと考えております。

コロナ禍の中、大半の市民の方々は、今年も厳しい年の瀬を迎えようとしております。

また、市民の皆様はもとより、医療、救急関係者、福祉関係者、教育関係者の皆様におかれましては、引き続き、感染予防に万全を期していただくことを心からお願いを申し上げます。

さて、新たに総理に就任をいたしました菅総理大臣ですが、初の所信表明の冒頭、私は、雪深い秋田の農家に生まれ、地縁、血縁のない横浜で、まさにゼロから政治の世界に飛び込んだとして、また活力ある地方をつくるという政治目標を原点として掲げ、自らの経歴を語りました。

菅総理の目指す社会像については、自助、共助、公助、そして、絆を繰り返し語られ、新型コロナウイルス感染症対策については、国民の命と健康を守り抜く決意を述べられております。

私と菅総理を比較することは大変おこがましい話ですが、私も浅学非才の26歳の若輩者が市議に初出馬し、現在まで10期尾鷲市議として市政運営に参加させていただき、自らたたき上げの議員を自負していることから、菅総理の冒頭の言葉に深い感銘を覚えたものであります。

当市におかれましても、新型コロナウイルスの影響により、地域経済が全体に落ち込みましたが、国によるコロナ対策予算措置等の影響もあり、徐々に景気も回復しつつ、プレミアム食事券及びプレミアム商品券等の発行により、生活者支援や地域経済の底支えにある程度寄与できたものと考えております。

しかし、業種によっては、今なお一段と厳しい経営状況が続いているところもあり、今後、さらなる国の支援策を求めるとともに、1日も早いコロナ禍の終息を心より望むものであります。

質問に入る前に、9月定例会において、コロナ禍による生活者支援対策の一環として、ごみ袋の無料配布を提案させていただいたところ、加藤市長には、素早い対応をしていただき、各世帯ごとに対し、30リットルと40リットルのごみ袋各10枚ずつの配布が行われ、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

先ほども申し上げましたが、コロナ禍がまだまだ続いており、市民への支援策の一環として、新型コロナウイルスの終息が見えるまで継続して配布してほしいと願う市民が多いと聞きますが、市長、いかがでしょうか。

それでは、質問通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回の質問も前回9月定例会で行った質問内容とほぼ同じく、尾鷲市の重要施策の進捗状況について、再度お伺いをいたします。

まず最初に、広域ごみ処理施設建設予定地が、中電敷地内から二転、三転し、4月に入ってから4市町の提案もあり、尾鷲市営野球場に建設することが、先月11月4日に開かれた5市町首長会議にて再度確認され、市営野球場の移転に関わる各市町の費用分担、最大で9億5,300万円等をはじめとする基本的な事項が公表されました。

この件につきましては、広域ごみ処理施設整備に伴い、周辺関係者の方々の理解と協力はもちろんのことではありますが、来年4月の一部事務組合の業務開始に向け、各市町及び各議会の前向きな姿勢が今求められているところであります。

振り返れば、平成24年に開かれた5市町による第1回広域ごみ処理施設検討会議から、歳月を重ねること9年、やっとの思いで建設場所が尾鷲市営野球場に内定をいたしました。

東紀州5市町による広域ごみ処理施設の建設場所の選定決定に至るまで、費やした時間、会議数等を考えると、この市の広域行政の推進は非常に難しく、容易に合意を得るには、あまりにもハードルが高いと痛感をいたしました。

しかしながら、将来の高速道路の延伸とともに、東紀州全体の将来ビジョンを考えると、私は、5市町での広域行政の推進を望む1人であり、例えば、病院経営や消防業務等の協働、協力推進などが図られるべきだとも考えられております。

そこで、まさにこの広域行政の試金石であります広域ごみ処理施設建設問題については、周辺住民の方々の理解と協力を得ることが専決問題ではありますが、依然として厳しく反対する住民の方々に対して、今後、どのような話し合いを持ちながら事業推進を図っていくのか、また、全体的な整備についてのロードマップと併せてお聞かせを願います。

次に、おわせSEAモデル構想と併せて、尾鷲市営野球場の移転についてお尋ねをいたします。

先般開かれた行政常任委員会の席上、おわせSEAモデルの配置計画が示されました。

それによると、尾鷲市担当のS部分、中核交流が具体的には市営野球場やテニスコート、それに津波対策として、避難場所である築山の整備とは、正直がっかりいたしました。

集客交流の目玉であった日本最大の観光釣り栈橋の構想はどうなってしまったのか、全く見えていなく、残された29本の栈橋橋脚は今後どうなっていくのだろうと心配する市民も多く、おわせSEAモデル構想に期待していた大半の市民は、期待はずれ、落胆したとの声が多く聞かれます。

市長、日本最大級と誇った観光釣り栈橋は、今後どのように事業推進を図っていくのか。それに、栈橋橋脚は残すのか、それとも撤去するのも併せてお聞かせを願います。

SEAモデル協議会の3者会議での配置計画で示された発電所ヤード内での野球場移転計画に、私はもろ手を挙げて賛成することができません。

その理由の一つとして、安全な場所にある野球場を津波浸水域である発電所構内へ移転するのは、誰が見ても無謀な計画であり、野球場を一番よく利用している少年野球チームの子供たちの安全安心を考えると、津波避難築山を整備するというものの、津波浸水域内への移転整備は、理解に苦しむものであります。

市街地においては、高台に整備する土地が確保できる、整備する場所がほとんどない当市においては、100歩譲って、限られた場所に移転するのは致し方ないことではありますが、最低でも短時間でより安全な高台に避難可能な移転先を考慮すべきだと考えます。

前回の一般質問でも提案させていただいたように、発電所構内に整備するものではなく、旧東邦石油の跡地、第1ヤード内に整備するほうが、津波避難対策上においても、短時間で高台に逃げることができ、津波避難施設についても、ヤード内に造る必要がなく、第1ヤード全体をスポーツ振興ゾーンとして位置づけるほうが賢明な判断だと考えますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

ところで、おわせSEAモデルでは、中電担当のプロジェクトEゾーンの計画によると、当初の計画から、発電規模が随分小さくなった木質バイオマス発電と太陽光発電施設、それに、会議所プロジェクトAゾーンでは、具体的に、海ブドウ養殖を考えているようですが、E、Aいずれのゾーンにつきましても、引き続き地域の活性化につながる持続可能な事業展開を大いに期待するところでもあります。

尾鷲市としてのプロジェクトSゾーン、特に、目玉である観光釣り栈橋の運営について、市として中電に強く協力要請をしており、中電には11月中の回答を求めているとのことが行政常任委員会の席上で市長は述べられております。

そこで、中部電力に対して、具体的にどのような協力要請を行い、中電としての回答はどうであったのか、明快にお示しをしていただきたいと思います。

次に、スポーツ振興ゾーン関連ですが、この計画を策定するに当たり、避けて通れないのは、昭和42年建築されたスポーツの殿堂、尾鷲市立体育文化会館の整備体制の在り方であります。

建築から53年経過しており、経年劣化が著しく、強い雨が降り続けると、館内の至るところで雨漏りが発生し、このまま放置するのも見るに堪えられない状況であります。

教育現場では、既に建築基準法の改正により、数年前から体育館のつり天井が廃止されております。しかし、当体育館では、天井1面に鉄の金網が張り巡らされ、おまけに天井中央には大きな木柱もつられており、いつ落下してもおかしくない、極めて危険な状況であるものと思われれます。

議会の委員会においても、体育文化会館の現状整備の問題や、今後の方向性すら1度も示すことなく今日に至っている実情に、私は全く理解ができず、執行部の怠慢としか言わざるを得ません。

そこで、市長、教育長に、体育文化会館の現状認識と今後の方向性及び整備体制について、明快な答弁を求めます。

次に、重要港湾である、尾鷲港湾の整備計画についてお尋ねをいたします。

前回の一般質問では、尾鷲港を横須賀海上自衛隊の掃海艇部隊の準母港として利活用してはと提案をさせていただいたところ、市長は、港を中心とするまちの活性化を図るためには、国の施策や企業誘致に活路を見いだすことが重要で、海上自衛隊掃海艇部隊の準母港としての可能性があるのなら、市民理解の下で、その可能性を検討したいと答弁をされております。

そこで、尾鷲市として、平成19年の尾鷲港整備計画の改正以来、漁業、物流、観光、防災の四つの観点から、関係機関と13年ぶりに重要港湾としての利活用の見直しを行っておりますが、国や県等との協議内容も含め、本市としての考え方も併せてお答えを願います。

最後に、来年夏の熊野尾鷲道路全線開通に向けた集客交流施策について、前回の質問に対する市長答弁は、港を中心としたおわせSEAモデル構想の実現が最優先課題の一つとして取り組むと言われておりますが、先般の、中電跡ゾーニング構想を見る限り、具体的には、高速道路開通に向けた集客交流につながる施策は、おわせSEAモデルには見えていないし、今のままだと集客に期待する具体性がほとんどなく、絵に描いた餅で終わりそうです。

前回提案させていただいたように、今、市としてできることは、国道42号線沿いの民間施設とタイアップして、民間施設内に道の駅の冠をつけ、情報発信することが最良の策だと私は信じておりますが、いかがでしょうか。市長の前向きな答弁を期待して、壇上からの質問といたします。

議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、南議員の御質問にお答えいたします。

まず、議員から御提案のあった指定ごみ袋の無料配布につきましては、今月1日より、45リットル10枚と30リットル10枚の無料配布を開始しており、11日現在、5,223世帯分の配布となっております。

お尋ねのコロナ禍の終息の兆しが見えるまで継続しては、との御意見であります。まずは、今回の無料配布の実施結果を評価した上で検討をしてみたいと思っております。

次に、広域ごみ処理施設整備事業の推進についてであります。

議員御指摘のとおり、まずは建設予定地における周辺関係者の皆様の御理解を得ることが必須であると考えております。そのようなことから、先月4日の準備

会を経て、尾鷲市宮野球場を5市町の広域処理施設予定地とし、一部事務組合の設立を目指していくことと確認されましたので、早速、同月の24日と25日に、周辺関係者の方に、これまでの経緯や施設の在り方などについて説明会を実施いたしました。

説明会では、一部の方から厳しい御意見をいただきましたが、今後も御理解を得られるよう、根気強く、丁寧に説明してまいります。

特に、環境面に対する不安につきましては、関係法令等の環境基準を遵守することはもとより、排ガス等においては、自主基準値の設定も視野に入れ、関係する各種法令や既存施設などの基準値及び近年の技術の向上などを踏まえて設定することとしております。

具体的な基準等の設定は、一部事務組合設立後に、5市町で協議していくこととなります。

周辺関係者の皆様には、説明を重ねながら、御理解を得られるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、全体的な施設整備のロードマップについてであります。

施設整備のロードマップにつきましては、一部事務組合設立後、施設整備計画の策定や測量、地質調査のほか、生活環境影響調査を行い、施設設計などの検討後に、施設整備工事を開始し、令和10年度から施設稼働する計画であります。

具体的な施設の詳細については、一部事務組合立ち上げ後に、5市町で協議を行っていくこととなります。

建設場所の首長としては、周辺環境への配慮を十分に肝に銘じ、他市町と協議を行い、周辺環境に影響を及ぼさない安全安心な施設整備を行っていきたいと考えております。

次に、観光釣り桟橋の今後の事業推進についてであります。

先月10日の行政常任委員会において、おわせSEAモデル構想の中間報告をさせていただいたところではありますが、本市と、中部電力の主張に乖離があることから、協議が難航している状況に変わりはありません。

既存の揚油桟橋から釣り桟橋への改修につきましては、所有者である中部電力が撤去工事の範囲内で改修し、改修後は、本市が所有権の譲渡を受けることが前提となっていることなど、乗り越えるべきハードルが複数あり、双方の合意がなされなければ、事業推進は厳しいものと考えております。

しかしながら、私といたしましては、本市にとって桟橋事業をはじめとする釣

り文化は、外すことができない集客コンテンツの一つであると考えておりますので、今後も粘り強く、中部電力との協議を継続してまいりたいと考えております。

次に、市営野球場の移転先についてであります。

移転先につきましては、協議会内におきまして、第1ヤードではどうかとの御意見もいただきましたが、何度となく議論を重ね、我々がプロジェクトSのリーダーとして、集客交流人口を高めるがために、具体的検討を進めている発電所跡地を第1候補とすることについて、協議会のメンバーにも御理解をいただいた上で、公表させていただいた次第であります。

議員のおっしゃることも理解します。私も先日、改めて第1ヤードを視察してまいりましたが、利用者の安全を確保し、集客交流人口を高めるがための場所として、やはり発電所跡地を第1候補として進めていきたいと考えております。

次に、中部電力のプロジェクトSゾーン計画への協力体制についてであります。

中部電力からは、釣り桟橋の協議を進める中で、先月末に、プロジェクトSに対し、新たな御提案をいただきましたが、その内容について、協議、検討を行っている段階であり、相手もあることですので、現時点では、内容をお示しさせていただくことを控えさせていただきたく存じます。

しかし、具体的に申し上げることはできませんが、正直申し上げまして、私としては、中部電力からの提案に対して、到底納得のできる提案ではないと思っております。

次に、尾鷲市体育文化会館の現状認識と今後の方向性及び整備体制についてであります。

本市の体育文化会館は、昭和42年7月の供用開始以来、市民のスポーツの推進と健康及び体力の向上を促進することを目的に利用されております。

現在では、尾鷲市スポーツ協会の加盟団体をはじめ、主に22団体が定期的に利用しており、本市の生涯スポーツの中核施設であります。

しかし、築53年が経過し、老朽化が著しく、暴風雨などの際には、雨漏りが発生しております現状などについては、私も認識しているところであり、実際の状況についても確認しております。

対策としましては、これまで、原因箇所が目視で特定できる部分につきましては、ピンポイントでできる小修繕などで対処しておりますが、屋根全体や防水シートの老朽化が進んでおり、抜本的な対策については困難な状況にあります。

今後の施設整備につきましては、現在策定中の尾鷲市公共施設個別計画におい

て、方向性などについて、お示しする予定ではございますが、市民の体育、レクリエーションの振興、健康で文化的な市民生活の向上に寄与する重要な施設であり、ほかに代替となる施設がないことなども踏まえ、耐震診断が必要であると考えております。

議員御指摘の天井部分につきましても、天井部材の耐震対策が未実施であることから、施設全体の耐震診断と併せ、一体的に調査を行い、調査結果に基づいて整備の方向をお示ししてまいります。

次に、尾鷲港湾整備計画についてであります。

尾鷲市港まちづくりビジョンにつきましては、県が、尾鷲港港湾計画を改定するための長期構想の策定につなげるものであり、重要港湾としての位置づけを明確にするとともに、漁業、物流、観光、防災の四つの項目を基に、将来像を描くものであります。

現在の取組状況といたしましては、国、県と連携する中で、国土交通省、中部地方整備局、四日市港湾事務所が事務局を務めていただいております港湾連携利用方策検討会にも参加するなど、関係機関との連携を密にしながら取組を進めている状況であります。

また、本市の取組といたしましては、関係各課が連携する中で、四つの項目に対する現状把握と課題の洗い出しを行っている状況であります。

本市としましては、物流において重要港湾である四日市港と尾鷲港との連携を図れるような取組につなげるとともに、将来を見据えた中で、漁業、観光、防災の方向性を提示していきたいと考えております。

次に、国道42号線沿いに既存する民間の飲食物販施設への道の駅の併設についてであります。

さきの定例会において、道の駅につきましては、議員御提案の候補地も含めた4候補地の中から、尾鷲南インターチェンジ付近を最適地として申請し、平成27年1月に、重点「道の駅」候補に認定された経緯があり、現状においては、尾鷲道の駅構想の再提出は課題が多いと考えている旨を説明させていただきましたが、道の駅に関しましては、その考えに変わりはありません。

しかしながら、来年夏の熊野尾鷲道路南北インター間の完成を控え、市内への誘客を図るために、議員御提案の国道42号沿いに既存する民間の飲食物販施設などを活用した市独自としての取組も必要であると考えますので、今後検討してまいりたいと思っております。

以上、御質問に対して、壇上から回答させていただきます。

議長（村田幸隆議員）　ここでちょっと、副議長と交代いたします。

副議長（小川公明議員）　それでは、私が議事進行をさせていただきます。

教育長。

教育長（出口隆久君）　ただいまの体育文化会館の現状認識と今後の整備体制についてお答えを申し上げます。

誰もが気軽に気持ちよく利用できるスポーツ施設が求められている中、本市のスポーツ施設のほとんどが昭和年代の建築物でありまして、中でも、体育文化会館は建物やトイレ等の設備面において老朽化が著しく、十分な対応が行われていない状況でございます。

スポーツ振興を図る上で、身近でスポーツに親しむことができ、競技水準が体力の向上、健康増進などにもつながるスポーツ施設の役割は大変重要でございます。こうした意義は強く認識をしているところでございます。

また、施設の利用者も高齢の方が年々多くなっておりまして、安心して楽しむことができ、健康を維持していけるような環境づくりが必要であると考えております。

体育文化会館は、現状では22団体が継続的に使用しておりますが、体育文化会館以外の体育施設は全て学校施設でございまして、土曜、日曜、平日の夜間しか開放できないことから、全ての団体を振り分けることは困難であり、安全安心の視点で改善できるところから、維持、修繕等を行い、市長の答弁にもありましたように、まずは耐震診断を実施し、調査結果に基づいて対応を検討してまいりたいとこんなふうに思っております。

以上でございます。

副議長（小川公明議員）　10番、南靖久議員。

10番（南靖久議員）　まず、順を追って再度質問させていただきたいと思っております。

ごみ袋の無料配布につきましては、大変独り暮らしのお年寄りの方が喜んでおりまして、私のところにも何回かお礼のお電話をいただきました。

先ほどの奥田議員さんのこのごみ袋については、たかだか137円じゃないか、税込み約150円じゃないかというようなお話がございましたけれども、たかだかじゃなしに、僕はされど150円だと思っております。そういった意味では、ぜひとも、やはりコロナ禍の終息が見込まれるというよりは、今、市長の広域ごみ処理の運用開始年度が令和10年を目標に定めているということでございます

ので、やはり7年間という長い年月を再度、市民から有料化で進めていくのかなという思いもいたします。

有料化になってからも7年経過するわけなんですけれども、約市民が何年間の間に、2億円のごみ袋を買っておるのも現実でございますので、あと7年続けば、またプラス2億ということで、ごみ袋有料化で市民が4億の負担を強いられるということで、奥田議員さんが先ほど二重課税だと言いましたけれども、まさに市民の中には、ごみ袋の有料化は市民税の均等割の増額に当たると、厳しく指摘される市民もおられることは現実でございますので、ぜひとも、ごみ袋の有料化の今後の方向性については、再度、課とお話をさせていただいた上で進めていただきたいなと要望をいたしておきますが、ただ、一つの1例といたしましては、新宮市は、超過性有料性というごみ袋を市長も御存じだと思うんですけれども、採っております。

1年間の分をまず市民に無料配布して、それから、それが使い切った家において、ごみ袋を新宮市から買うということで、45リッター、600円。30リッター、400円ということで、若干高額なんですけれども、私の友達なんかほとんど支給される無料ごみ袋で1年間を通して賄っておるということでございますので、もしも考えていくのであれば、新宮方式等もひとつ考えていただきたいなと思います。

いかがですか。新宮方式についても。

副議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 冒頭に申し上げましたとおり、コロナ禍の終息の兆しが見えるまで継続しては、との御意見の中で、今回の無料配布の実施結果の評価ということで一応申し上げさせていただいたんですけれども、数字的には今、全世帯の56%ぐらいが、一応これの配付をさせていただいております。

前々からこのごみ袋の有料化について、いろんな、様々な御意見をいただきながら、これについては検討していかなきゃならないとは常に思っておりますんですけれども、議員の先ほど御提案された内容も含めて、もう一度検討する、しなきゃならないんじゃないか。

一方で、やはり我々としては今後の広域ごみ処理施設のものもあるんですけれども、いかにして前回もある議員から、ごみ袋のごみを出さない、そういう少なくするというにもやっぱり、我々はやっていかなきゃならないことだと思いますし、そういうことも含めて、1度、トータルで一応検討させていただきたい、

このように考えております。

副議長（小川公明議員） 10番、南靖久議員。

10番（南靖久議員） ごみ袋については、再度検討をお願いいたしたいと思います。

次に、おわせSEAモデルで広域ごみ処理場のことなんですけれども、やっと市営野球場に内定をいたしまして、5市町がスタートラインに並んで、先ほどの奥田議員の質問じゃないですけれども、来年4月1日の一部事務組合の事業開始を待つのみとなっておるのが現実でございますが、いかんせん、やはり僕も奥田議員さんと同様で、まず、一部事務組合スタートに当たるまで、厳しく根強く御反対されている数名の事業者の方がおられるということでございますので、まず理解を、協力、理解を得ることがまずは先決問題だとして、市長も先ほど答弁の中で、できる限り理解を得られるよう最大の努力をさせていただくということでございますのでね。ぜひとも、4月1日の一部事務組合の発足までに、理解を得られるよう、本当に最大の努力をしていただきたいし、私でできることであれば、微力ながら、私も幾分かは協力をさせていただくつもりでおりますので、そういった意味でぜひともお声がけをしていただければ、そういった反対されておる方のお話を聞きに行ったりすることはできるなということも思いもありますので、ぜひとも、理解を得られるよう、市役所を挙げて頑張ってもらいたいと思います。

なぜ私、そういうようなことを言いますと、ちょうど今から13年前、クリーンセンター、し尿処理場あるでしょう。し尿処理場の場所についても、二転三転したんですわ。当初は、今水道部が持っておられる樋ノ口の建設庁に貸しておられる場所へ、クリーンセンターを造ろうという計画がありました。これも地域の方々に、大反対を受けて断念することになり、その次に、中部電力発電所構内の、今、テニスコート上、あそこへ造るという計画が挙がり、中部電力からも合意をもらったのが現実なんですけれども、それにつきましてもやはり近隣の地域から大反対が起こり、断念をして、最終的には、今の現在のある場所に移ったわけなんですけれども。

当時、私、常任委員会の委員長をしておりまして、私のうちにも何回か夜討ち朝駆けじゃないですけれども、反対する住民の方々が大量して押し寄せてきたという記憶がございますので、そういった意味では、やはり地域の住民の理解を得るのが先決問題でございますので、ぜひとも再度、市長の決意をお伺いいたしたいと思います。

副議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） まず、冒頭に、僕は本当うれしかった、本音から言って。議員が、そういう力強いお言葉をいただいて、協力するよという、そういうお言葉については、本当に心からありがとうございますということを申し上げたいと思っています。

先ほどの奥田議員の質問にもありましたように、私はまずやっぱり周りの方、周辺住民の方々、関係者の方々に、まず御理解をいただくということは非常に重要な話で、私も、要するに、本当に中身についても丁寧な説明等々、御理解いただくように頑張っていくつもりでおりますので、そのつもりでおります。

ただ一つだけは、目標としては、なるべく早く、御理解をいただけるように力を入れていきたいとは思っております。

その覚悟で今回のお二方、2グループの方々、2団体の方々に対する説明等をきちんとしながら、御理解いただくように頑張っていくつもりでございますので、どうぞよろしくお願ひします。

副議長（小川公明議員） 10番、南靖久議員。

10番（南靖久議員） ぜひとも、最大の努力をしていただいて、御理解いただくことをよろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

次に、ごみ処理場建設について、市営野球場のことなんですけれども、市長は第1候補として発電所構内に集客交流ゾーンとして、市営野球場を移転したいという考えには変わらないようなんですけれども。

あれですね、思い起こせば、昭和62年の8月に3号機の電源三法交付金というのを活用して、3億4,000余りをかけて尾鷲の市営野球場が整備されたんですけれども、我々も当時議員野球といって、三重県市議会議員野球大会というのが持ち回りで、13市でしたかね、やって、当時、尾鷲の市営野球場でも1回でしたかね、全市の議員の方を集めて野球の試合をやったのが、今まさに懐かしい思いがよみがえるわけなんですけれども。

そういった意味では、今の野球場は、とても谷間の寒いところへ造ったんですけれども、当時、別当さんでしたか、が来て、挨拶でバックスクリーンへ、バックスクリーンの青いのを張ったんですけれども、別当さんいわく、緑のヒノキの生いる中で、バックネットは、センターの青い盤が要らないんじゃないかというふうなお話されたかと思う。恐らく副市長も野球関係ですので、思い出があると思うんですけれども。

そういったところで、みんなにとっては初めての野球場ということで、大変思

い出深い野球場が事実なんですけれども、いかんせん、それが津波浸水域で、もう移転が仕方ないということではなしに、やはり安心安全を守るという意味では、やはり短時間で僕は高台に避難できる場所、第1ヤードのほうが、より安心安全が確保できるなという思いが強いております。

それといいますのは、昨日も内山議員さんから、トップスイミングの話が出たわけなんですけれども、当時の市長がトップスイミングを不備が生じて改築するのに設計予算をつけたんだったのかな、あの頃。ちょうど東日本大震災の後ということで、そこで再度子供たちを遊泳さすのは、とても危険で容認できないということで、議会の大半の議員が反対をした経緯があります。

場所というのは、JRのこちら、矢浜側ですので、むしろ、今でいくとすぐに高台の防災道路へ上がれて、すぐに避難できるような場所だったんですけれども、いかんせん東日本大震災の後ということで、恐ろしいあの津波の被害を見ると、とてもやないが、やはり津波浸水域は公共施設は駄目だなということで、納得して、反対させていただいたんですけれどね。そういった意味では、僕は、再度、やはり高台に避難のしやすい第1ヤードのほうが、より安全が確保されるし、むしろ津波避難場所の築山なんかも造らなくてもいいということで、建設費用も安易に上がるのではないかなあという、強い思いを持っておりますけれども、再度、市長と、特に社会教育であるので、やっぱり教育長のそういった津波浸水域へ子供たちの競技場を造るということに対しての考え方もお聞かせを願いたいと思います。

市長と教育長と、もしできたら。

副議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） おっしゃるように、津波浸水域区域に代替地の野球場を造るという方向の中で、そのためにどうするのかというようなことで、まずそこに造って、現野球場の代替地については絶対に、やはり別の場所に造らなきゃならない、これは御理解いただいていると思います。

せっかく、代替地として新しく新設するんだから、やはり、皆さん方に喜ばれるような野球場を、ある程度の縛りはありますけれども、それをやっていきたいという思いがあります。

特に今回のSEAモデル協議会のSの部分におきましては、やはりスポーツ振興ゾーンで要は関係人口を集めるというような、そういう計画も持っております、そこに対して、まず、交流人口を高める一つの手段であると。

また同時に、その場合に、どうしても、津波が襲ってきたときにどういうふう  
に逃げるのか。いろいろと避難タワー、あるいは築山というようなこともいろい  
ろ考えながら、やはりこの築山を、今の状態では10メートルの築山を造って、  
海拔14.5メートルになるような形で一応、避難場所としての要素もあるんで  
すけれども。同時にやはり、中部電力の跡地については、関係人口、交流人口を  
高めるためのいろんな手法を考えていこうというようなことで築山を造ること  
によって、皆さん方があそこから眺める、尾鷲の海、あるいはあそこのところに四  
季折々とした、いろんなアイデアを持って、あそこのところに、避難場所と同  
時に築山を造って交流人口、あるいは市民の皆様の憩いの場として、造れるよう  
なそういう構想を持っております。

そういうことをまず優先しながら、もし万一のときには築山で、かなりの人数  
を、要するに避難場所としてきちんと賄えるようなものを造りたいと、そうい  
う思いの中で、今回代替地として中部電力跡地というような形でやらせていただ  
いと、こういうことをございます。

10番（南靖久議員） 教育長、時間の関係上、すみません。

副議長（小川公明議員） 南靖久議員。

10番（南靖久議員） すみませんが、じゃ、時間がないものですから。

野球場の移転先の代替地の市長の考え方は理解できるんですけど、やはり安心  
安全というのが、僕は最も優先的に考えるべきだと思います。

それと、この野球場の整備に当たっては、中部電力の協力は求めているんで  
すか。どうなんですか、それ。

副議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 中部電力については、あの場所については、我々が家賃を払う  
ような、地代家賃を払うようなことはなしで協力をしていただきたいという、無  
償で貸与していただきたいというお願いは上がっております。

副議長（小川公明議員） 南靖久議員。

10番（南靖久議員） 当然、土地は中部電力所有ですので、そういった協力は求め  
るのは当然なんですけれどもね。

例えば、今、スポーツ施設は、例えば味の素三重交通やとかいうようなネーミ  
ングを打ってやっているということでございますので、もし中部電力の協力が得  
られるのであれば、例えば、尾鷲三田野球場なんかというふうなネーミングをつ  
けて、中電からは幾分かのネーミング費用なんかも、もしお話ができるんであれ

ば、そういった合意に基づいて協力体制も今後は求めていってもいいのじゃないかなというような思いも、ふと、いたしましたので、ぜひとも今後の話の中で参考にしていただきたいと思います。

時間の関係上、釣り桟橋、先ほど、市長は中電の提案には、当然納得できないというお話をされたわけなんですけれども、当然、最終的に尾鷲市があの形を譲渡するというような、とんでもない、僕も話になると思いますので、少なくとも、こういった方向で利用するのか、やはり29本の脚というのは、やはり取るべきなのか、それとも利用していくのかというような疑問が残るわけなんですけれども、僕の知る範囲の漁業関係者の方に至っては、やはり撤去してもらおうほうが、起こすのではなく、途中で切って、水産に害のないような撤去の仕方をしていただきたいなというようなお話をされるんですけれども。

桟橋の橋脚の釣りの方向性と橋脚の在り方についてはどのような具体的なお話をされておるのか、お聞かせを願いたいと思います。

副議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） 今の経緯を申し上げますと、中部電力としては、尾鷲市に対して、釣り桟橋をきちんと撤去する費用を、費用の中で釣り桟橋を改修、修繕、補修しながら、その分については、中電が持ちながら、あとは、要するに尾鷲市に譲渡すると。

当然のことながら、くいのメンテナンスというのがありますから、その分についてはある程度の期間、基本的には20何年間、この分についてはメンテナンスをしまししょうと。そういう提案なんです。大きくは。

それに対して尾鷲市はどうなのかということについては。

議員もおっしゃっていますように、あれは要するに一番長い、要するに誇れる、釣り桟橋すれば1キロ、九百何メートルというあれがあるわけなんですけど、あそこに釣りに来た方々の、まず安全性をどうするのかというような、その辺のところの協議で、それをやるとなればかなりの金額がかかると。その部分は、基本的には難しいというような話なんです。

我々としても、要するにそうやっていた場合に、もし有事の際に、例えば地震とかそういった津波があったときに、要は譲渡した後、それが壊れた場合にも多少なりとも協力、協力というか、それをどうするのかという、協議する場を求めてくれということについてもノーなんです。

それで、私としては、譲渡を受けた以上は、要するに、負のレガシーというん

ですかね、要するにそれであつたら駄目だと思う。うまく活用できるような形で、やっぱりやるのであればきちんとやっていかなきゃならない。そのためにも、我々としては、その範囲内じゃなしに、ある程度の基金という形で要求はしております。だけれども、しかし彼らについてはあくまでもその範囲内を譲らないと。そのギャップが非常に大き過ぎますので、今後、さらに、これ正直申しまして、2年近くこの話でずっと平行線で来ているという事実なんです。

しかし、先ほども申していますように、やはり釣りの文化というものについては、尾鷲で絶対残さなきゃならない、それが中部電力の跡地で、やはり釣り文化というものを、具体的に表現するところじゃないかなと私は思っております。

副議長（小川公明議員） 南靖久議員。

10番（南靖久議員） 尾鷲から釣りの文化をなくしたら、本当に魅力がなくなると思いますので、ぜひともやはり観光釣り栈橋っていうのは、一つの大きな、全国に発信できる大きな目玉でございますので、中部電力と根強く交渉していただいて、よりよい方向を進めていただきたいと思うわけなんですけれども。

以前、足立所長でしたか、全員協議会の席上、橋脚、脚については、もし利用されないのであれば、中部電力が責任持って撤去しますというお言葉も公式の場でいただいておりますのでね。そういったことも踏まえた上で、ぜひとも観光釣り栈橋は1日も早く実現できるよう、最大の努力をしていただきたいと思います。

先ほどの体育文化会館の話なんですけれども、市長から、気持ちのいい耐震診断をした後に、方向性については考えるという前向きな御答弁をいただきましたので、とても安心をしました。やっとなんか進んでいくのかな。1歩前へ、2歩も前へ進んだなというような感じでございますので、やはり耐震診断は、そうすると来年度の当初予算でつけていただくということを理解してよろしいんですか。

副議長（小川公明議員） 市長。

市長（加藤千速君） それはすぐに御回答することは、ちょっといろいろうちのあれしますけれども。

正直申しまして、やはり体育文化会館が、どれだけが需要があるかというところなんです。

議員も御指摘のとおり、やはり本当にあの体育文化会館は利用者がかなり多いです。今、ちょっとその数字は持っていませんけれども、そういったことも踏まえて、それで、せんだっての大雨のときに二十何か所も、要はバケツで雨漏りをあれしたり、それで、天井のほうもずっと見せていただいておりますけれども、

その辺のところも心配もあるし、やはり、まず方向性を定める上では、やはり私は耐震診断は必要であると思うんですけれども、それと同時に、今、尾鷲市の公共施設個別計画という、これを一応年明けにはお示しさせていただくということもございますので、その辺のところは優先順位等々をこれから考えていかなきゃならないと思いますので、その御回答については、ちょっと御容赦願いたいと思います。

副議長（小川公明議員） 南靖久議員。

10番（南靖久議員） 市長は来年度の当初では明確にお示しをできないということなんですけれども、今度、耐震計画の執行部としての案が出るわけなんですけれども、やはり案を出す上においても、耐震診断というのが一番重要でございますので、ぜひとも五、六百万の耐震診断費用がかかると思うんですけれども、ぜひとも当初予算に組んでいただきたいなと強く強く要望をいたしたいと思います。

もう時間がないんですけれども、港湾整備の問題なんですけれども、やはり平成3年につくった港湾整備が平成19年で改正されて、また令和2年度、今、物流について、県、国交省、四日市港湾事務所等も交えて、物流の話をしているということなんですけれども、先般、私、県の港湾課長とお話をする機会がありまして、いろんな話を1時間程度、三鬼和昭議員さんの同席の上で話をさせていただいたんですけれども、やはり重要港湾としての物流があまりにも少な過ぎるということを厳しく御指摘をされました。

いかんせん、尾鷲には、地方港湾が賀田港と三木里港があるわけなんです。

例えば平成26年の物流なんですけれども、三木里港なんか、ちょっと数字が曖昧なんですけれども、60万トン積卸しがして、尾鷲市がその四分の1にも満たないような、重要港湾の物流があまりにも少な過ぎるということで、港湾整備の前に、その課長いわく、物流の在り方を真剣に考えていただきたいということも逆に要請されたわけなんですけれどもね。そういった意味では、重要港湾としての物流の在り方というのは、ひとつ大切にしていかなければならないなということも痛感したわけなんですけれども。

私、前回、海上自衛隊の準母港としての位置づけをしてはということで、市長は、可能性があるのなら、ぜひともそのように考えたいということで、現在申すまでもなく、大湊、横須賀、呉、佐世保、舞鶴の五つの日本取り巻く海上自衛隊の地方基地があるわけなんです。その中でも、例えば横須賀の場合は、横須賀へほとんどもう集約されておるわけなんですけれども、例えば呉地方自衛隊の海

上保安部なんか、神戸基地隊という掃海艇を分散しております。また佐世保のほうは、下関に掃海艇と沖縄のうるま市にも掃海艇部隊を配属されておるということで、ぜひとも尾鷲、この横須賀エリアというのは大湊までの間、結構、三重県の熊野川の境までエリアの中で入っているということで、ぜひとも尾鷲エリアなんかは、尾鷲港なんか、海上自衛隊の入港にしても、とても天然の良港で防災面においても、今後、南海トラフを踏まえた上で、ぜひとも防災・減災を進めていく上でも、自衛隊の駐屯地というか、分院、横須賀の分院を火力の発電所跡へ2万坪ほどを確保できれば、いろんな基地のいろんな宿舎だとか、いろんなあれが可能だという話も聞いておりますのでね。ぜひとも尾鷲発電池跡地の2万坪ほどを活用した、将来になるんですけれども、ぜひとも、海上自衛隊掃海艇基地の誘致運動を市民理解の下で、ぜひとも進めていただきたいなと思います。

それと、最後の要望になるんですけれども、やはり尾鷲5.4キロが、来年の7月中に完成しますね。恐らく、もう、国のほうで7月の8日竣工式典、熊野古道センターで予定されているとか、うわさで聞いておりますので、ぜひとも現実には、本当にもう進んでおります。

たしか7月8日を予定だと聞いておるんです。多分市長も聞いておると思うんですけれども、そういった意味で、間違いなく高速が開通をされます。

今1万4,000台余りが24時間のうちに往来するんですけれども、恐らく高速が開通されたら3分の1ほどになるんじゃないかなということで、尾鷲の経済においても、非常に深刻な状況下に陥ることは火を見るより明らかでございますので、道の駅重点広報等の問題もありますけれども、ぜひとも、やらなければならないということで、やはり民間庁議をして再度検討に入っていただいて、真剣に道の駅の冠をつけていただくことを、強く強く要望をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（小川公明議員） 答弁はよろしいですか。

10番（南靖久議員） よろしいです。

副議長（小川公明議員） ここで休憩をいたします。再開は2時25分からといたします。

〔休憩 午後 2時12分〕

〔再開 午後 2時22分〕

議長（村田幸隆議員） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、5番、上岡雄児議員。

〔5番（上岡雄児議員）登壇〕

5番（上岡雄児議員） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、3項目について質問をさせていただきます。

まず一つ目は、おわせSEAモデルについてです。

おわせSEAモデル協議会が2018年5月に設立され、早2年6か月が過ぎました。協議会規約には、協議会において、尾鷲市を代表する者を幹事とし、会員を総理する。総会の議長は、尾鷲市を代表する者がその任に当たると記載されています。

このように記載されているということは、尾鷲市が全てを把握していなければならないと考えます。

SEAモデルというより、中部電力跡地の利用は、市民の皆さんの関心が高く、中でも釣り桟橋や企業誘致の状況は、特に関心が高い部分です。

先ほど質問されました南議員さんと回答がかぶるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

釣り桟橋が構想されて2年以上がたちます。話が進まないのは、なぜなのでしょう。どこが悪いのかと疑問に思っておられる方が市民の方で多くおられます。釣り桟橋の話が進まないのは、尾鷲市、中部電力、商工会議所のいずれかがブレーキをかけているのか。また、責任なのでしょう。市民の方は知りたがっています。答えられる限りの理由を簡潔にお答えください。

次に、企業誘致についてお伺いします。

中部電力跡地に参画企業に対して、一つ、土地利用は、賃貸し、それとも購入。賃貸しであれば幾らなのか。

一つ、尾鷲市として、税の優遇措置はどうするのか等、何も示されていないと思います。

企業が中部電力跡地に進出するに当たり、広大な土地以外に、進出する企業にとって、メリットを示しているのでしょうか。何も示さなくて、企業は話に乗ってくれるのでしょうか。お聞かせください。

二つ目は、新型コロナウイルス感染症への対策についてです。

11月以降、全国的に新型コロナウイルスの感染者が急増しています。12月に入り、1日の感染者数が全国で3,000人を超えました。感染が拡大している各地では様々な取組が進んでいます。営業時間の短縮要請や、期間を決めて酒類の提供を行う飲食店とカラオケ店の営業時間を短縮することを要請しています。

また、大阪府や北海道では、医療体制が逼迫していることから、自衛隊から看護師の派遣が行われるほどです。

政府は、都道府県知事の方々と感染状況等を共有し、緊密に連携し、病床確保など医療体制を守るため、様々な事態に備えて準備を進めているようです。

広島市では、12月4日月曜日から1月3日日曜日まで、市所管施設の臨時休館を行っています。

尾鷲市も、緊張感を持ってコロナ対策に臨まなければならないと考えます。

私から提案をさせていただきます。尾鷲市の関連する公共施設等で、不特定多数の方が利用する施設に、サーマルカメラを使った測定やサーモグラフィーを使った体温測定の機器の導入を提案させていただきます。

また、本年3月、4月のように、防災行政無線、エリアワンセグ、広報車等で市民へのメッセージの発信や、県外からのお越しの皆さんへの呼びかけが足りないように思われます。積極的な呼びかけや広報をお願いしたいと思います。

三つ目は、尾鷲中学校の給食についてです。

本定例会の市政報告で、尾鷲小学校の給食施設を改修し、尾鷲中学校へ配送する親子方式により尾鷲中学校の給食を開始できるよう、取り組んでいきたいというお話でした。

詳細については、本定例会中の行政常任委員会で報告されるようですが、お聞きしたいのは、尾鷲中学校の給食実施をいつ頃に考えられているのか、お聞かせください。

以上、壇上での質問とさせていただきます。よろしく御回答お願いいたします。  
議長（村田幸隆議員） 市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、上岡議員の御質問についてお答え申し上げます。

まず、釣り栈橋につきましては、既存の揚油栈橋を釣り栈橋に改修し、家族連れをはじめとする皆さんが、安全かつ気軽に海釣りを楽しむフィールドとして、そして煙突に代わるランドマークとしてなし得たいとの思いから、中部電力と継続して交渉を行っている状況であります。

その中での大きな課題といたしましては、大きくは安全性の確保をどうやるのか。そして、所有権の問題です。

この大きな二つの課題に対して、現在、中部電力と尾鷲市では、その主張に大変大きな乖離があるということで、現在協議が難航しているというところでござ

います。

次に、企業が中部電力跡地に進出するに当たり、広大な土地以外のメリットとしては何があるかにつきましては、現在協議会内のインフラ整備検討ワーキンググループや、運営組織体検討ワーキンググループで、また、市としての税の優遇措置などにつきましては、おわせSEAモデル企業誘致策検討ワーキンググループで議論を進めておりますが、まだお示しできるまでの状況には至っておりません。

しかしながら、現状においても、企業からの跡地活用についての問合せがあることは、事実でございます。

次に、議員からの御提案のありましたサーモグラフィーを使った体温測定についてであります。

尾鷲総合病院では、県内での新型コロナウイルス感染症の蔓延状況に伴い、院内感染を防ぐべく、セキュリティレベルを上げるために、昨日から、出入口を1か所に設定し、そこで全ての来院者に対し、サーモグラフィーによる検温を始めたところであります。

来院される方、特に患者さんには御不便をおかけいたしますが、御理解の上、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、不特定多数の方が利用する公共施設における体温測定機器の導入についてであります。

恐らく公共施設の中で、市民文化会館、あるいは中央公民館、その辺のところをお考えかと思えますんですけども、その件につきましては、利用施設の定員や利用形態など、一部利用制限を行っておりまして、イベントなどの開催に当たっては、当日、自宅で検温の上、発熱37.5度以上の方や体調の優れない方の来場を控えていただいております。

また、当日は、マスクの着用と受付において手指消毒の御協力をいただくとともに、スタッフが非接触式体温計により、来場者の体温測定を行っております。管内におけるスタッフにおきまして、マスクの着用、スタッフ自身の検温、体調管理を徹底し、人と人との距離の確保に努めております。

さらに、共通して手を触れる箇所は定期的に拭き取り消毒を行うとともに、館内は定期的に関係を行い、運営を行っているところであります。

議員御提案の公共施設におけるサーモグラフィーなどを使った体温測定機器の導入につきましては、感染防止対策とともに、スタッフの負担軽減も図られるこ

とから、前向きに検討はさせていただきたいと思っております。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る広報についてであります。

4月初旬、感染拡大が進む東京都、神奈川県等7都府県に対し、緊急事態宣言が発出され、本市におきましても、エリアワンセグを活用し、基本的な感染予防対策の徹底、不要不急の外出を避ける、県をまたいで移動を避けるなど、市民の皆様への要請を開始いたしました。

さらにその後、県における感染拡大阻止緊急宣言及び4月16日には、緊急事態宣言の区域が全国に変更されたことにより、市有施設の利用休止をはじめ、港湾、漁港の利用自粛要請を行い、看板の設置やパトロールを実施いたしました。

また、本市において、第1例目が確認されました4月及び2例目、3例目が確認されました7月には、エリアワンセグを活用し、改めて、基本的な感染対策の徹底及び誹謗中傷や不当な差別や偏見を避けていただくよう要請しております。

10月末には、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会が、この冬を乗り越えるために、本感染症が主にクラスターを介し、拡大することから、その対策として、感染が高まる五つの場面を提示し、先月19日には、県内の感染症の増加傾向を鑑み、三重県指針がバージョン7へ改訂され、感染リスクの高まる五つの場面及び全国的にクラスターが発生している施設における感染防止対策の徹底について新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく協力要請がされました。

このことを受けまして、本市におきましても、感染リスクが高まる五つの場面について、先月20日よりエリアワンセグでの周知を開始し、その後、中央公民館、福祉保健センター、地区コミュニティーセンター等へのポスターを掲示し、さらに、ホームページ及び広報おわせ12月号において周知を強化しております。

また、今月11日から年末繁忙期を迎えるに当たって、エリアワンセグを活用し、私から、改めて市民に感染予防対策の注意喚起を行っております。

全国では、先月中旬頃より急速な感染拡大が見られ、国内における新規患者数は、連日、過去最多を更新する状況であり、今後も、国や県の動向を踏まえ、感染予防対策への意識が低下することがないように、継続して感染予防対策の徹底に向け、周知に努めてまいります。

次に、尾鷲中学校の給食実施についてであります。

尾鷲中学校の給食実施につきましては、本年8月の行政常任委員会で説明させていただいたとおり、給食導入における基本的考え方にに基づき、検討を行ってま

いました。

その基本的な考え方を基にして、尾鷲小学校で調理し、尾鷲中学校へ配送する親子方式が優れているという判断に至りました。

詳細につきましては、本定例会の行政常任委員会で御報告いたしますが、御質問いただきました実施時期につきましては、令和5年度、新学期開始を考えております。

以上、壇上からの回答とさせていただきます。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） おわせSEAモデルの質問に対しては、あまりお答えがいただけないようなんですけれども、市民の方が言われているのは、今現在交渉しているというよりも、この2年半という長い年月。思うんですよ、長い年月に2年半というのは。もう最初にそういう構想がありましたからね。

なぜ、この2年半かかって、まだ交渉なのか。それは、最初の話と違ってきてしまっているのか。それとも、尾鷲市に対して、もっと要求をたくさんしているのか。どこが、ブレーキがかかってしまったのかということをお聞きしたいわけなんですよね。まず、それからお答えいただけますか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） おっしゃるとおり、当初、ちょっと長くなりますけれども。私も思うこと言いますので。

2年半に、要するに、協定書を結んで、その後どうするかというような中で、要は市民の方々から、煙突を残してくれという交渉からスタートしているわけなんです。

これについては、私も何度も何度も中部電力に申し上げている。結果的に、あそこのところは震災、もし地震が起きたら、この分については、要するに安全性を担保することはできないということを強く言われた。それで結果的に諦めざるを得ないと。

今の状態であればいいんですけれども、あそこの場所を、交流人口を高めて不特定多数の方々がかかる場所に対して、もし万一そういうことがあったら安全性を担保できない、ここからスタートした。

そうであれば、要するに、尾鷲のランドマークというのは、今、煙突だったんですね。それに代わるものは何なのかということで、いろんなお話も頂戴しました。そこから揚油栈橋を釣り栈橋化して、世界1の釣り栈橋を造ればどうかとい

う、そういう構想がスタートしたんだと。

その形の中では、あと、いつ造ろうか云々というような話になってきたんですけども、いろんな問題があったと。

基本的にはさっき申し上げましたように、一番大きな部分については、要するにきちんと改修、改善等々はするけれども、要するにそれは、尾鷲市が所有権を持ってやってくれという話が最終的な大きな話なんです、その当時の。

私は最終、所有権を持つためには、いろんな条件があるであろうと。例えばきちんと市民の皆さんあるいはお客様が喜ばれるような施設の改修というのはやってくれと。あそここのところに、先ほど南議員のほうから御質問もございました、あそこはやっぱり1キロあるんだから、要するに、人の安全性を担保するためにはどういふそういうものが必要なのか、そういったことも全部考えてくれと。

もう一つは、釣り桟橋の中にくいがありますよね。くいは毎年毎年、これはメンテやっていますけれども、そういうものを含めて、20数年間これ事業が継続できるようにくいをきちんとメンテナンスできるような、そういうこともきちんとやってくれと。

もし今、地震というものが起きたときに、地震が起きて我々が、そのときに、所有権を持っていたんだったら、潰れたら終わりじゃなしに、そのためにどうするのかという協議の場をきちんと持ってくれと。こういう話。そして、それだけじゃあれだから基金をちょっと積んでくれと。

要するに尾鷲市としてはずっとこれを2年間、言い続けてきております。

これに対して、中部電力が、これは彼らが全然あれするといふんじゃないけど、私としての思いというのは、トーンダウンしてきたんじゃないかなといふ、そういう思いです。ですから、それに対して、もう一度原点に戻りながら、今、さらに交渉していると、こういう状況でございます。

議長（村田幸隆議員） 議席番号をお願いいたします。

5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） もう一つ、また歯切れが悪いと思うんですけども。

要約すれば、私が、市長の考えを少し代弁するとすると、中部電力から、長い間この尾鷲で火力発電を営んできた中部電力から、尾鷲市にとってメリットがあり、また、さすが、中部電力さん、尾鷲市のことをよく考えてくれているという提案がないということなんですかね。そうじゃないですか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） ないというよりも不足しているという私の思いです。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） そこまで踏み込んで言えないかもしれませんが、まず、釣り  
栈橋に関しては、市民の方々、かなり関心を持たれています。釣り栈橋要らない  
から、昔の砂浜、私はこの旧尾鷲町内じゃなかったの、美しい松林、砂浜は知  
らないんですけれども、白黒でしか見たことありません。想像すれば、三木里の  
浜、松林のようなきれいな浜だったのではないかと思います。それに戻してくれ  
という市民の方もお伺いします。

だからそのぐらい昔はきれいな砂浜であったので、中部電力さんは、もう少し、  
考えてやっていただきたいと。加藤市長には、もう一踏ん張りも二踏ん張りも、  
尾鷲市民の皆さん方のために頑張ってくださいと思います。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直申しまして、中部電力跡地のこの開発については、本当に  
一生懸命という、体を張ってやっていかなきゃならないなと思います。

ただその中で、私がやはり中部電力との交渉の中で、どうしてもやっぱり地域  
活性化、尾鷲を再生するというのを私はもう大義とと思っているんです。そのた  
めに、この協定書というのを、2年半前に、いろいろ吟味しながらつくったと。

これだけは、私の思いとしては、要するに、今回のS E Aモデルの目的という  
のは、中部電力が所有している尾鷲三田火力発電所用地の有効活用を、これにつ  
いて、要するに中電と尾鷲市が相互に協力し、そして、共存共栄の理念に基づき、  
地域の活性化に努めることを協定した証として締結するという事なんです。私  
はこれなんですよ、要は。

その中身の中で協力事項として、先ほどのエネルギーの地産地消の有効活用、  
あるいは文化観光に関する事。そして産業、商工業の振興に関する事。そし  
て、市民サービスの向上及びその他地域社会の活性化に関する、こういう協力事  
項というものに対して、これについて私は、中部電力にいろいろ詰問をしている  
というような状況なんです。

その中の一つとして、先ほど申しましたような、揚油栈橋を釣り栈橋化する  
ということに対して、協議を行っておりますけれども。

だから私は、最終的には、要するに所有権を尾鷲市で持つということを前提と  
した話ですから、持つのであればきちんとした、要するに負のレガシーというか、  
遺産にならないような形にやっていかなきゃならないと、こういう思いで、今、

交渉に臨んでいるというところでございますので、御理解いただきますようお願いしたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） あまりこれでちょっと時間を取るわけにはいかないんですけれども、もうあと二つ、このおわせS E Aモデルでお聞きしたいことがありますので、お聞きします。

おわせS E Aモデル構想をより広く周知するためのホームページが今ありますけれども、そこにお問合せの部分があります。企業参画に関するお問合せですね。

このページから、問合せの件数、この2年、ホームページ開設からは1年ぐらいですか。何件ぐらいあったんでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 正直申しまして、ホームページから、ホームページ内の問合せホームからの問合せにつきましては、2件であります。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） もう一つお聞きします。

令和2年3月の行政常任委員会資料から、多くの企業との意見交換会を行っているようですけれども、それ以降も多分、意見交換を行っていると思うんですけれども、意見交換を行った企業から、S E Aモデルへの参画で、注文や参加に向けた、こうしていただければ参加しやすいのになというような意見はありませんでしたでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 意見交換につきましては、先月も行ってきたわけなんですけれども、特に協議会で進めております環境省主催の環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業、こういう事業があるわけなんですけど、ここにおいて環境省の中部環境事務所、津財務事務所、環境省中部環境パートナーシップオフィスE P O中部、こういったところの御協力を得ながら、要するにこれに関するステークホルダーミーティング、これを先月の11月5日の日に開催いたしました。

その中の分なんですけど、この意見交換会では、まず35団体、76名の方が御参加いただいたと。関係者を除くお声がけをさせていただいた企業が25団体、47名、これだけの方々が御参加いただいた。

その中で、進捗状況の共有とか、あるいは構想実現化に対する課題共有を図る

とともに、S E Aモデルを盛り立てるアイデアも伺いました。

その内容につきましては、課題や問題では公共施設は維持費用の捻出ができなければ存続が不可能となるため、地域外からお金を稼ぐ施設を考えなければならぬと、我々としては。

そして、土地所有者の中部電力としての考えや具体策はないのか。あるいは、土地整備に対する企業負担はどうか。物流面では不利な土地であるなどの御意見もいただきました。非常にシビアな意見もいただきました。

一方ではS E Aモデルを盛り立てるアイデアとして、尾鷲の資源である魚を宣伝できる釣堀などの施設、エネルギーの地産地消を軸にした結びつき、箱物を建てないフレキシブルに対応できるイベントの実施、全国で陸上養殖にトライしているベンチャー企業に対する発信力の強化、尾鷲の食とアウトドアの融合などの御意見もいただきました。

しかし、こうした御意見につきましては、当初このグランドデザイン、これを策定するに際して、市民の皆様、議員の皆さんもそうなんですけど、市民の皆様、いろんな方々からアイデア、御意見頂戴いたしました。

そうしたいい意見を酌み入れながら、今後、具現化に向けて取り組んでまいりたい、このように考えております。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 私が聞いたかったのは、実際にここの中部電力の跡地に進出をされようとする企業、ここに工場を建てようとか、そういう企業さんからの意見が聞いたかったんですけれども、先ほど少しだけ、中部電力さんの土地の整備、あと道路関係。ということはやはり、工場を建てるに当たっての、私が最初に壇上でも申し上げましたけど、土地の金額であるとか、税制優遇であるとか、あと、中部電力構内の道路整備というところにかかってくると思うんですよね。

やはりそれを先に決めないと、市長が、大阪の企業人であれば、ホームページで、あれ見ただけで問合せしようという気にもならないと思います。

もし、尾鷲市から来れば話は聞くでしょうけど、ホームページ見ただけで問合せ2件というのは、まだ2件あったのかというぐらいですけど、その内容を聞くのはちょっと怖いので、聞かないでおきます。

ということは、今の総合すると、市長は市民の方々のために中部電力と交渉されていると。でも、先ほどから、私が納得とかいう、私がというのは多分市民が納得する答えが導けていないということだと思うんですが、撤退するのであれば

中部電力が、企業が自らの責任において、しっかりと跡地活用に取り組むべきであると私は考えます。

撤退する発電所の跡地活用という、全国でも例がない取組を全国の先進事例となるように、おわせS E Aモデル構想、進めてきていると先ほども市長はおっしゃっていました。

加藤市長には、土地所有者である中部電力はもちろんのこと、尾鷲商工会議所ともがっちりスクラムを組んで、しっかりと結果を早急に出していただきたいと思います。

今年のはやり言葉ではありませんけれども、全集中という言葉が今はやっています。全集中でお願いしたいと思います。

そして、このおわせS E Aモデル構想実現の効果が周辺地区にも波及するような取組にしていくことを強くお願いし、私も応援していきたいと考えております。これで一つ目の質問を終わります。

次、二つ目の質問の新型コロナウイルスについて質問をさせていただきます。

先ほど、サーモグラフィーに関しては、検討ということをおっしゃっていました。

今やっていることをいろいろ説明していただいたんですけども、この3月、4月、あるいは緊急事態宣言が出ました。

でも、今、昨日の夜、菅首相が、G o T o、今までは、G o T oは中止はどうもこうもというふうに言っていたのが、突然、G o T oを期間中止するというふうに言いました。この3月、4月の緊急事態宣言よりも、ひょっとすれば、もっとひどい状態であるかもしれません。

非接触型の体温計で、職員一人一人が取るということは、職員にも物すごく負担になります。それとまた、市民が訪れたとき、来客の方、毎朝、体温計測ることを義務づけるのは難しいです。私も、よそに出かける時に体温を測ってというのはなかなかありません。

この間、紀宝町の学習センターですか、行ったときにちゃんと置いてありました。置いてあると、あ、測ろうと、自分で測ってみようという気になります。

あればやっぱり、ここ会館測る、行くときには測らなあかんのだと思うんですよね。置いてあるのに測らない人はいません。

そういう意味で、特に、私は、地方公もそうなんですけど、社会福祉協議会の建物、あと、せぎやまホール。せぎやまホールは、今度成人式もあります。不特

定多数の方のサーモカメラであれば、一瞬に10人、20人測ることができます。

職員の負担も物すごく軽減できますし、並んでくださいとか、3班に分かれてくださいとかという指示もそんなに要りません。スムーズに事が運びます。

ここをしっかりと考えていただいて、ほかの市町村、やっているところはどうかというのもしっかりと聞き取りをしていただいて、大至急これは進めていただきたいと思えますけど、どうでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） やらないということは言っていないのでね。前向きに検討すると。その理由については、さっき、議員のほうから、その内容について、じかに伺いましたけれども。

私、今回、先ほど壇上で申し上げましたように、これについてはスタッフの負担軽減ということもやっぱり大きく図られるという、そういう話でございますから、これは前向きに検討をさせていただくということで、議員からの熱い御意見も踏まえまして、早急に検討させていただきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） よろしくをお願いします。

それと、マスク着用のごことでちょっとお願いしたいことがあります。

ホームページとか、あと、エリアワンセグ等でマスクの重要性もお話をしていただいていると思うんですけども、尾鷲のお店の方で、ちょっと言われたことがあるんですよ。

その店は、マスク着用での入店をお願いしますというふうに言っているんですけども、マスクをしてくれない方が何人かいてると。理由は、聞いたら、俺は、私はうつっても構わんのやと。まだ、そこまで浸透していないんです。

自分もそうだけど、今度うつしてしまうと。お店にとってはそれが怖いので、やめてほしいと。

これだけエリアワンセグでも、広報でも言っているんですけども、まだ浸透していません。特にこのマスクの重要性は今、十分認知されていて、特にインフルエンザ、私は尾鷲の医院さんに毎月1回、通っているんですけども、この間、インフルエンザどうですかって言うと、今年はゼロ件、まだ検査もしていないと言っていました。

先ほどちょっと福祉課長にお聞きしたら、三重県でも、今報告を受けているのは30件。30件ほどというふうに聞いています。

これは気候が暖かかったのもそうなんですけど、やはりマスク、手洗い、特にマスクをされているからだとは私は考えます。

このマスクの重要性をもう一度、もっともっと広報、市民の方にお知らせしていただいて、お店に入るときでも、話すとき以外でも、マスクをしていただけるよう、広報、周知徹底をお願いしたいと思います。どうでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） これだけマスク、マスクをしてやりましょうというような話はずっと我々としては広報し続けてきて、私は浸透していないんじゃないしに、かなり浸透していると思っております。

その中で、一部分の人たちがそういうあれかも分からないですけれども、要するに、さっきの話じゃないんですけれども、マスクの効用ということを、もっとやっぱり浸透させるために、インフルエンザの例もありますけれども、実際そういうことも含めて、広報のやり方というのも再度考え直してやっていきたいと思っております。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） では、次の質問をします。

今、まだ県外からお越しの方が結構おられます。特に、私が住まいするところであれば、釣り客、例年はいないこの時期でもキャンプ、おられます。

特に、輪内地域は、高齢者の方が多い地域です。尾鷲市全体に言えることなんですけれども。

コロナウイルス感染症の重症化率というのが、データが発表されています。30歳代を1とした場合、60歳代で2.5倍、私も60歳代なので2.5倍です。70歳代で4.7倍、80歳代で7.1倍、私の母親90歳なので7.8倍というデータがあります。

今、尾鷲へ来られる方、毎年この時期おられなかった方が結構来られます。こういう方々のために、3月、4月、緊急事態宣言のような形を取れとは言いませんが、これだけ全国でコロナウイルスが発症している状態ですので、エリアワンセグや無線だけではなくて広報、広報車で走らせていただくとか、あと、看板、看板の再度見直し、その辺を特に考えていただきたいんですけれども、これは商工観光のほうですかね、商工観光でどういうことを考えられているか、ありますでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 商工観光課長。

商工観光課長（森本眞明君） 市民の皆様に向けまして、また市外からの来訪される皆様に向けまして、施設のほうにおきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として、県の指針に基づきまして、新しい生活様式の導入といったお願いという形を取らせていただいているところでございます。掲示のほうをお願いしているところでございます。

現在におきましても、掲示を続けているところがございますが、当然そちらのほうも再確認させていただきながら、読みにくい、傷んでいる、そういったものを確認しながら、新しい感染拡大の防止の協力、お願いについて努めていきたいというふうを考えております。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） ぜひよろしくお願いたします。

では、次の質問です。

私、市の職員さんは尾鷲市の方が一番多く知り合いなんですけれども、国に勤めている方とかにも結構、知人という、知人まではいかないですけど知り合いが多くて、よくお聞きします。

もう、飲食も大人数では行くなという指示が各部署から出ているとかいうのをよく聞きます。

市の職員の方のコロナ禍の対応について、どのような指示は出ていますでしょうか。お答えください。

議長（村田幸隆議員） 総務課長。

総務課長（竹平専作君） 本市の飲食店での会食についての対応ということでございますけれども、本市の対応といたしましては、飲食店での会食等においては規模の縮小、また時間の短縮など、感染防止対策を徹底するように、職員に対しては、実は11月中に既にそういう通知とかさせていただいておったんですけれども、やはり、依然三重県内での感染拡大の終息が見えない状況等ございますので、各課における年末年始の忘年会等の実施については、原則禁止とするように、一応見直しをさせて通知をしておるところでございます。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） ぜひ、よろしくお願いたします。

昨日、和歌山県知事さんですかね。知事さんが言われている話をちょっとお聞きしたんですけれども、和歌山県は、大阪府と密接に関係していて、知事さんが、この状況を見て、和歌山県からも看護師さん2名ほどが大阪府に応援に行ってい

るようなんですけれども、あと、患者さんも受け入れているようです。

和歌山県知事が、和歌山県の市民、県民の方に不要不急の大阪府への移動、自粛してくださいというのを言われています。

このいつきなんですけどね。この年末年始だけだと思いますけれども、それだけやっぱり大阪付近の県の方も、このコロナ拡大にはかなり危機感を持っておられます。

ですから、尾鷲の市の職員の方も、危機感を持って対応していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では最後の、尾鷲中学校の給食についてです。

先ほど、市長が、令和5年度開始というふうにおっしゃっていただきました。それでよろしいでしょうか。

議長（村田幸隆議員） 市長。

市長（加藤千速君） 給食実施については、令和5年度新学期を考えております。

議長（村田幸隆議員） 5番、上岡議員。

5番（上岡雄児議員） 私は、尾鷲中学校の給食について、真剣に考え出して丸7年です。先ほど尾鷲中学校の給食時期を令和5年とお答えいただきました。ぜひ、加藤市長の責任において、必ず実施していただきますようお願いして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（村田幸隆議員） 以上で本日の一般質問を打ち切り、明日16日水曜日、午前10時より続行することにいたします。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

[散会 午後 3時08分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 村 田 幸 隆

尾鷲市議会副議長 小 川 公 明

署 名 議 員 仲 明

署 名 議 員 小 川 公 明